

第 3 期
美唄市子ども・子育て支援事業計画
(新びばいっこすくすくプラン)

(案)

令和 7 年 3 月

美唄市

「こども」の表記について

令和4年9月15日付で内閣官房副長官補付こども家庭庁設立準備室が発出した事務連絡『「こども」表記の推奨について（依頼）』により、今後の行政文書では特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を活用していくことを各府省庁に通知しています。

（特別な場合の判断）

①法令に根拠がある語を用いる場合

例：公職選挙法における「子供」

子ども・子育て支援法における「子ども」

②固有名詞を用いる場合

例：既存の予算事業名や組織名

③他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる場合

本計画では、計画の根拠法である「子ども・子育て支援法」に合わせて漢字表記の「子ども」を基本としますが、上記通知を踏まえ国が使用する平仮名表記の「こども」も混在しています。

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の位置づけ	3
(1)計画の法的根拠及び他計画等との関係	3
(2)計画の対象	3
(3)計画の期間	3
3 計画の策定方法	4
(1)美唄市次世代育成支援推進委員会による協議	4
(2)庁内の連携	4
(3)ニーズ調査等の実施	4
(4)パブリック・コメントの実施	5
第2章 子どもを取り巻く美唄市の現状	6
1 統計数値から見た状況	6
(1)人口の推移	6
(2)世帯数等の推移	7
(3)人口動態	8
(4)有配偶率等	9
(5)女性の就業率	10
2 美唄市の教育・保育施設等	11
(1)幼児期の教育施設	11
(2)保育施設	11
(3)小学校・中学校	12
3 第2期計画の進捗評価結果	13
(1)評価方法	13
(2)評価結果	13
第3章 計画の基本的な考え方	15
1 計画期間における子どもの人口推計結果	15
2 基本理念	16
3 基本目標	16
4 基本施策	17
5 教育・保育提供区域	18

第4章 基本施策の今後の取り組み	19
基本目標1 子ども・子育てを地域で応援する環境づくり	19
(1)子育てと仕事の両立支援	19
(2)子育て支援サービスの充実	20
(3)子育て支援ネットワークづくり	23
(4)子どもの安全・安心の確保	24
基本目標2 子どもが健やかに生まれ育つことができる環境づくり	25
(1)子どもや母親の健康・医療の充実	25
(2)食育の推進	27
(3)教育環境の充実	28
(4)子どもの健全育成	29
基本目標3 子どもや子育て家庭の状況に応じた支援	31
(1)児童虐待防止対策の推進	31
(2)障がいのある子どもへの支援	32
(3)子育て家庭への経済的支援	33
(4)子どもの貧困対策の推進	34
第5章 子ども・子育て支援施策の展開	35
1 教育・保育の量の見込みと確保方策	35
(1)年度ごとの量の見込みと確保方策	37
(2)教育・保育の一体的提供及び体制の確保	40
(3)子育てのための施設等利用給付の円滑な実施	41
2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	42
(1)利用者支援事業	42
(2)地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)	44
(3)妊婦健康診査	45
(4)乳児家庭全戸訪問事業	46
(5)養育支援訪問事業	46
(6)子ども虐待防止ネットワークの連携強化事業	47
(7)子育て短期支援事業	48
(8)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	49
(9)一時預かり事業	49
(10)時間外保育事業(延長保育事業)	51
(11)病児保育事業	52
(12)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	53
(13)実費徴収に係る補足給付を行う事業	54

(14)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	55
(15)妊婦等包括相談支援事業	55
(16)産後ケア事業	56
(17)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	56
(18)子育て世帯訪問支援事業	57
(19)児童育成支援拠点事業	57
(20)親子関係形成支援事業	57
第6章 計画の推進について	58
1 進行管理・評価	58
2 推進体制	58
資料	59
1 美唄市次世代育成支援推進委員会委員名簿	59
2 計画の策定経過	60
3 用語解説	61

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

本市では、少子化対策基本法や子ども・子育て支援関連3法に基づく子ども・子育て支援新制度の実施に向けて、子ども・子育て支援法が定める市町村計画として、平成27年3月に「第1期美唄市子ども・子育て支援事業計画（新びばいっこすくすくプラン）」、令和2年3月に「第2期美唄市子ども・子育て支援事業計画（新びばいっこすくすくプラン）」を策定し、幼児期の教育・保育、子ども・子育て支援の充実などに取り組んできました。

こうした中、少子高齢化に伴う人口減少はさらに進み、教育・保育・子育て支援に対するニーズも多様化してきています。

国では、令和4年6月に“こども施策”を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が成立・公布され、こども家庭庁が令和5年4月に発足しました。

さらに、令和5年12月には、これまでの少子化対策を踏まえた「こども未来戦略」が閣議決定され、“2030年代”に入るまでが少子化傾向を反転できるラストチャンスとの認識のもと、令和8年度までの今後3年間を集中取組期間として、その期間に実施する具体的な政策「こども・子育て支援加速化プラン」が示されています。

令和7年度を初年度とする「第3期美唄市子ども・子育て支援事業計画（新びばいっこすくすくプラン）」（以下、「本計画」という。）では、「こども未来戦略」や「こども・子育て支援加速化プラン」など、国が目指す“こども・子育て政策”の方向性も踏まえ、美唄市で安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めます。

子ども・子育て支援法の考え方

基本理念（第二条関係）

- 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。
- 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。
- 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

子ども・子育て支援に関する主な国の動向

＜子ども・子育て支援法等の改正＞

こども未来戦略（令和５年１２月２２日閣議決定）の「こども・子育て支援加速化プラン」に盛り込まれた以下の施策を着実に実行するため、令和６年１０月１日に「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が施行されました。

- ・ ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化
- ・ すべての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充
- ・ 共働き・共育での推進に資する施策の実施に必要な措置
- ・ 児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度の創設

＜子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正＞

子ども・子育て支援新制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるため、主に以下の内容が基本指針に追加されました。（令和７年４月１日施行）

- ・ 妊婦等包括相談支援事業に関する事項
- ・ 児童発達支援センター等に関する事項等
- ・ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する事項
- ・ 経営情報の継続的な見える化に関する事項
- ・ 産後ケアに関する事業

＜児童福祉法等の改正＞

子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、主に以下の内容を踏まえた「児童福祉法等の一部を改正する法律」が令和６年４月１日に施行されました。

- ・ 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充
- ・ 一時保護施設及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上
- ・ 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化
- ・ 児童の意見聴取等の仕組みの整備
- ・ 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入
- ・ こども家庭福祉分野に従事する者の専門性の向上
- ・ 児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組みの導入に先駆けた取組強化）等

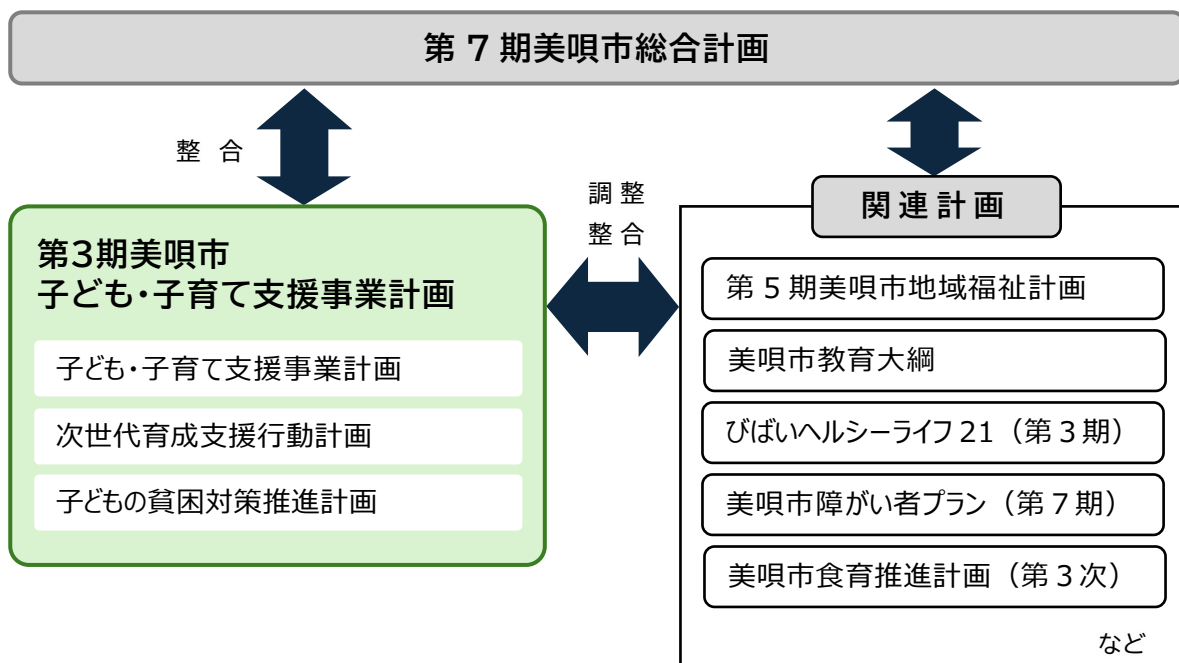
2 計画の位置づけ

(1) 計画の法的根拠及び他計画等との関係

本計画は、子ども・子育て支援法第61条の「市町村子ども・子育て支援事業計画」に位置づけるとともに、国が示す同法に基づく基本指針に基づき、美唄市が取り組む事業と達成しようとする目標を明らかにするものです。

また、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村行動計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく市町村計画も包含しています。

さらに、まちづくりの最上位計画である「第7期美唄市総合計画」をはじめ、健康福祉・教育分野などの関連計画・方針との整合・調整を図りながら策定しました。



(2) 計画の対象

本計画は、就学前児童と小学校児童を中心とした児童福祉法に定められた18歳未満のすべての子どもとその家庭、地域、事業所、行政等を対象とします。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。ただし、計画期間の中間年度を目安として、「量の見込み」と実績との差や社会情勢の変化等を考慮し、必要な計画の見直しを行うものとします。

3 計画の策定方法

(1) 美唄市次世代育成支援推進委員会による協議

次世代育成支援推進法や子ども・子育て支援法に基づく「美唄市次世代育成支援推進委員会」にて、計画内容の協議を行いました。

同会議は、本市の子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項（本計画に掲げる事項）及び施策の実施状況（計画の進捗管理）について、調査・審議する役割を担っています。

(2) 庁内の連携

子ども・子育てに関する施策は、庁内のさまざまな部署が関連します。計画の策定にあたっては、「美唄市次世代育成支援対策庁内検討委員会」で、計画内容を調整して取りまとめました。

(3) ニーズ調査等の実施

幼児期における市民の教育・保育事業等の利用状況や今後の利用希望、子どもと子育て家庭を取り巻く状況などを把握するため、就学前児童と小中学校の児童生徒に関する「第3期美唄市子ども・子育て支援事業計画」策定に伴うニーズ調査及び子どもの生活実態調査を実施しました。

	ニーズ調査（保護者回答）			子どもの生活実態調査 （児童生徒回答）
子どもの 年齢や学年	就学前児童	小学1年生～ 小学4年生	小学5年生～ 中学2年生	小学4年生～ 中学2年生
調査対象	R5年11月30日時点の市民			R5年12月の 市内小中学校の在学者
調査方法	郵送により調査票を配布・回収			学校を通じて 調査票を配布・回収
調査時期	R5年12月			
配布数	345	210	235	522
回答数	114	69	92	348
回答率	33.0%	32.9%	39.1%	66.7%

（４）パブリック・コメントの実施

市民の意見を計画内容に反映させるため、計画素案を広く公表し、令和7年1月17日（金）から2月15日（土）までパブリック・コメントを実施しました。

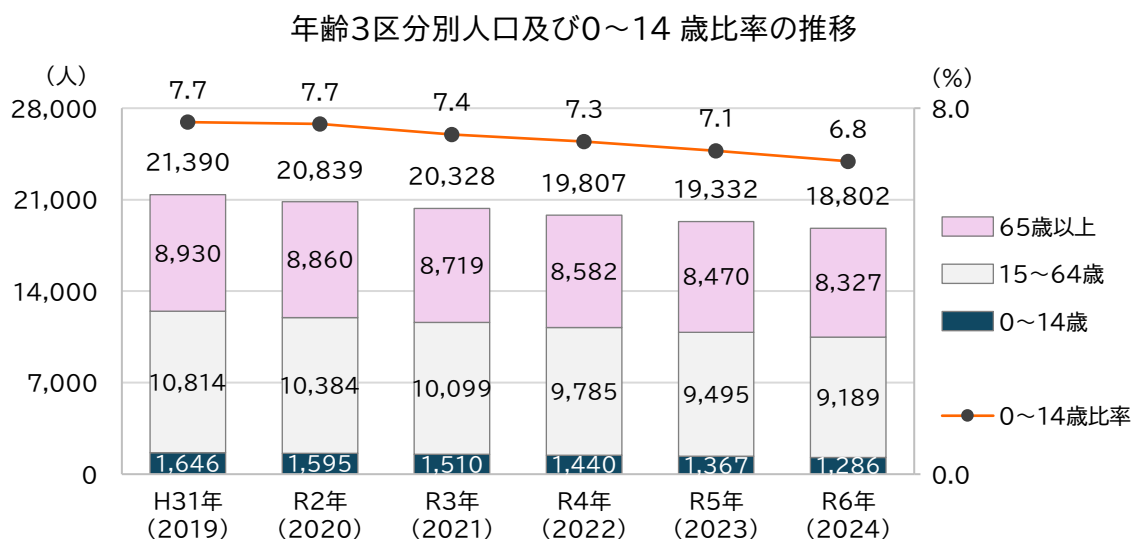
第2章 子どもを取り巻く美唄市の現状

1 統計数値から見た状況

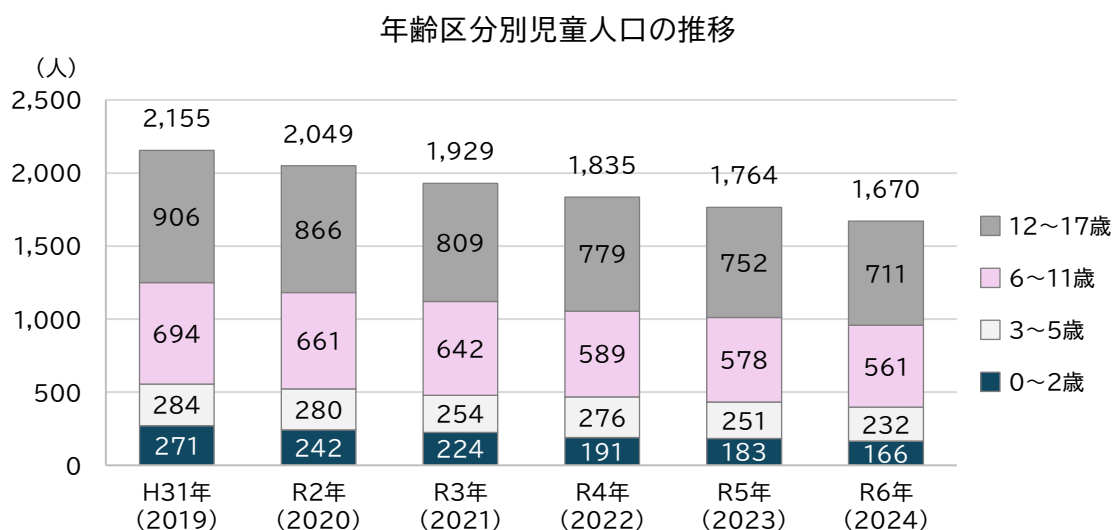
(1) 人口の推移

本市の総人口は、令和6年3月31日現在 18,802 人となっており、減少傾向で推移しています。年齢3区分別人口は、0～14歳（年少人口）が減少し、65歳以上（老年人口）が増加するという少子高齢化が進行している状態です。

18歳未満の児童人口は、令和6年3月31日現在 1,670 人となっており、減少傾向が続いています。



※住民基本台帳(各年3月31日)



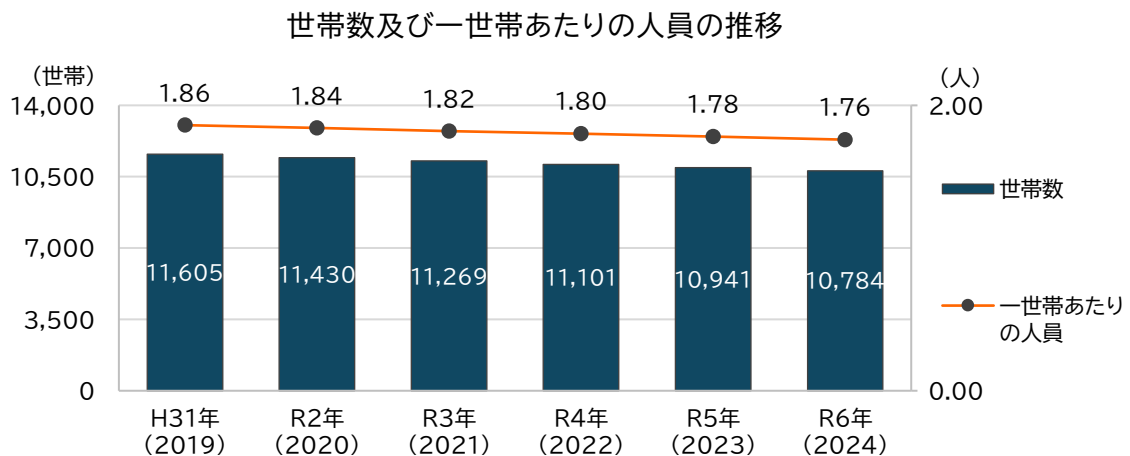
※住民基本台帳(各年3月31日)

(2) 世帯数等の推移

本市の世帯数は、令和6年1月1日現在 10,784 世帯となっています。一世帯あたりの人員は、令和6年1月1日現在 1.76 人となり、減少傾向が続いています。

子どものいる世帯の構成は、令和2年10月1日現在、18歳未満世帯員のいる一般世帯のうち、核家族世帯が全体の79.4%を占めています。

ひとり親世帯（男親と子どもから成る世帯及び女親と子どもから成る世帯の合計）は、令和2年10月1日現在、18歳未満世帯員のいる一般世帯の14.1%となっています。



※北海道統計資料(1月1日現在の住民基本台帳人口・世帯数)

子どものいる世帯の構成

(単位: 世帯)

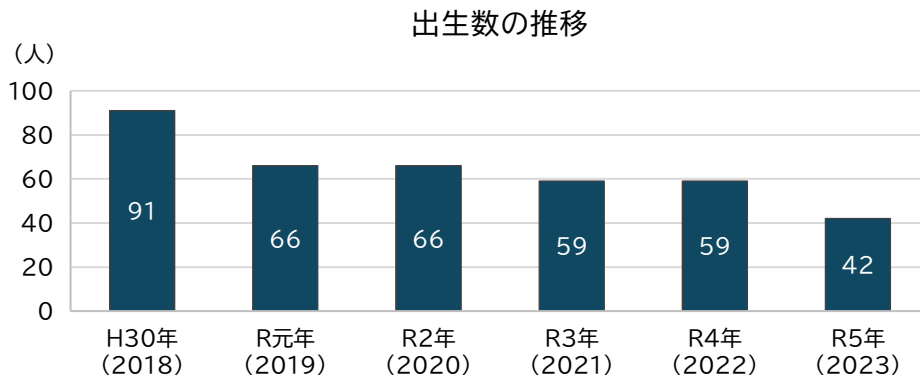
	18歳未満世帯員のいる一般世帯					
	H22年(2010)		H27年(2015)		R2年(2020)	
総数	1,921	100.0%	1,483	100.0%	1,180	100.0%
親族のみ世帯	1,892	98.5%	1,471	99.2%	1,139	96.5%
核家族世帯	1,459	76.0%	1,203	81.1%	937	79.4%
夫婦のみの世帯	0	—	0	—	0	—
夫婦と子どもから成る世帯	1,136	59.2%	948	63.9%	771	65.3%
男親と子どもから成る世帯	35	1.8%	22	1.5%	10	0.9%
女親と子どもから成る世帯	288	15.0%	233	15.7%	156	13.2%
核家族以外の世帯	433	22.5%	268	18.1%	202	17.1%
非親族を含む世帯	10	0.5%	8	0.5%	10	0.9%
単独世帯	19	1.0%	4	0.3%	31	2.6%

※国勢調査(各年10月1日)

(3) 人口動態

本市の出生数は令和5年が42人となり、平成30年と比べると49人減と大幅な減少となっています。

合計特殊出生率（15歳から49歳までの女性の年齢別出産率を合計したもので、一人の女性が一生に産む子どもの数に相当）は、全国や北海道を下回る水準で推移しています。



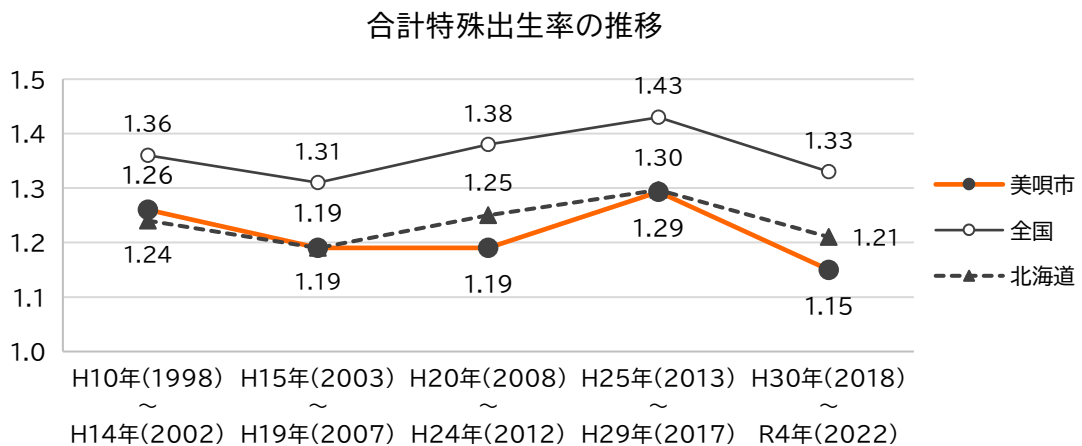
※住民基本台帳(各年1～12月)

母親年齢区分別出生数

(単位:人)

	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
15～19歳	1	1	1	1
20～24歳	8	5	9	4
25～29歳	14	17	16	11
30～34歳	16	20	19	13
35～39歳	12	12	10	14
40～44歳	3	0	2	2
45～49歳	0	0	0	0
合計(出生数)	54	55	57	45

※美唄市保健活動実績

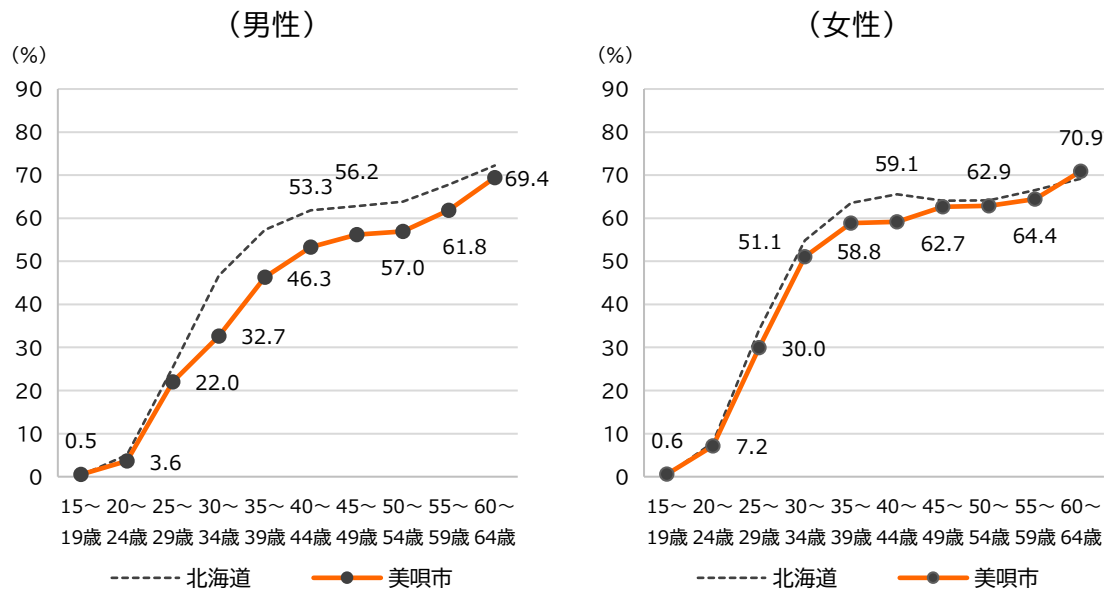


※人口動態保健所・市区町村別統計

(4) 有配偶率等

本市の有配偶率は、ほぼすべての年齢区分で北海道の平均を下回っています。
未婚率は、男性は20歳以上で上昇傾向、女性は25歳以上で減少傾向が見られます。

年齢区分別有配偶率の比較(令和2年)



※国勢調査(令和2年10月1日)

年齢区分別未婚率

(単位:%)

	男性			女性		
	H22年 (2010)	H27年 (2015)	R2年 (2020)	H22年 (2010)	H27年 (2015)	R2年 (2020)
15~19歳	99.2	98.9	99.3	99.8	99.5	99.2
20~24歳	90.9	85.1	94.6	90.9	89.5	91.3
25~29歳	68.9	52.9	72.8	75.4	59.4	63.9
30~34歳	54.0	38.1	62.5	56.2	38.5	40.9
35~39歳	40.8	26.3	48.7	45.1	30.2	30.8
40~44歳	38.8	19.4	39.3	37.0	22.6	26.7
45~49歳	30.1	17.8	35.1	37.7	19.5	21.1
合計	57.7	45.7	59.5	58.7	47.8	49.6

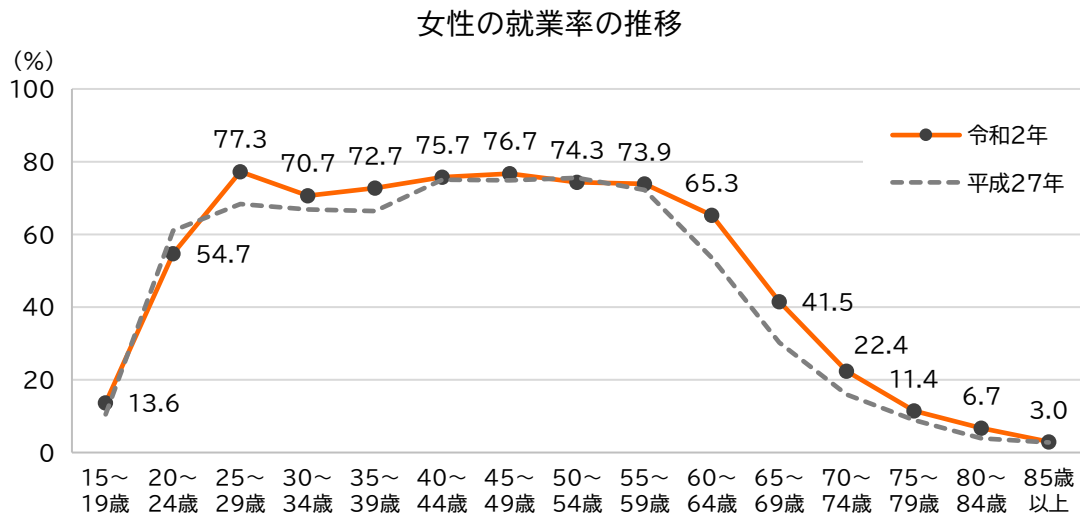
※国勢調査(各年10月1日)

(5) 女性の就業率

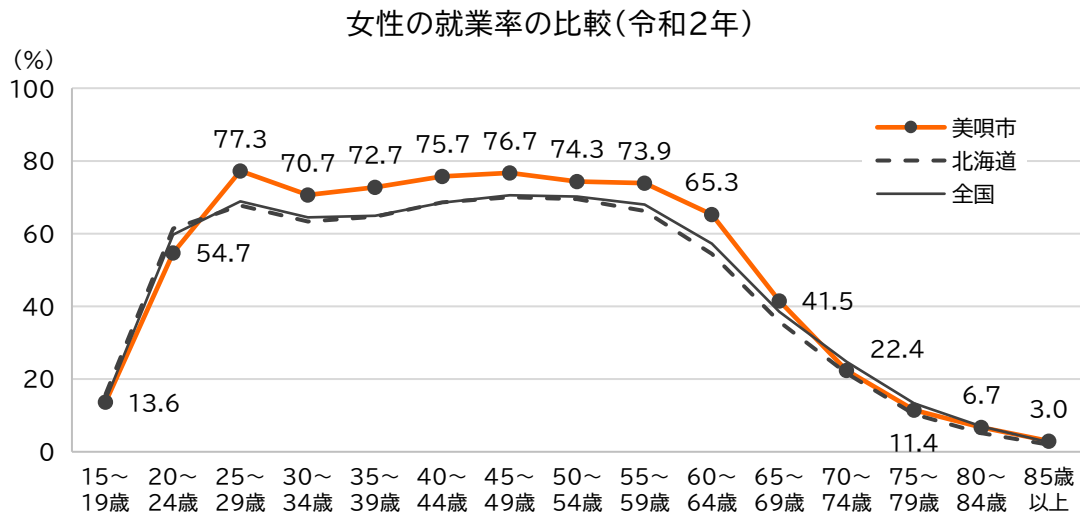
女性の就業率（15歳以上人口に占める就業者数の割合）は、結婚・出産期にあたる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、緩やかなM字カーブを描いています。

令和2年は、ほぼすべての年齢で平成27年と比べて就業率の上昇が見られます。

また、北海道の水準に比べると就業率の高い年齢が多く、今後も出産期から子育て期において、仕事と子育ての両立を支援する施策や事業を推進していく必要があります。



※国勢調査(各年10月1日)



※国勢調査(令和2年10月1日)

2 美唄市の教育・保育施設等

(1) 幼児期の教育施設

市内2か所の教育施設の入園児童数は、年々減少傾向にあります。

幼児期の教育施設の推移

(単位:か所、人)

		R2年 (2020)	R3年 (2021)	R4年 (2022)	R5年 (2023)	R6年 (2024)
施設数	認定こども園(1号)	1	1	1	1	1
	幼稚園	2	2	2	2	2
人数	定員数	135	135	135	135	135
	入園児童数(3～5歳)	125	98	99	90	80
	充足率	92.6%	72.6%	73.3%	66.7%	59.3%

※各年4月1日

※入園児童数は市内在住者のみ

(2) 保育施設

本市でも保育ニーズは高く、令和6年4月1日現在の入所児童数は203人となっています。共働き世帯の増加等による保育施設利用の低年齢化が見られます。

保育施設の推移

(単位:か所、人)

			R2年 (2020)	R3年 (2021)	R4年 (2022)	R5年 (2023)	R6年 (2024)
施設数	認可保育所		1	1	1	1	1
	認定こども園(2・3号)		1	1	1	1	1
	認可外 保育施設	公立 へき地保育所	2	2	2	2	2
		民間施設	5	4	3	3	3
人数	定員数		333	328	320	320	320
	入所児童数		234	228	239	211	203
		0歳	7	5	5	4	3
		1歳	37	34	31	32	38
		2歳	39	43	39	37	33
		3～5歳	151	146	164	138	129
	充足率		70.3%	69.5%	74.7%	65.9%	63.4%

※各年4月1日

※入所児童数は市内在住者のみ

(3) 小学校・中学校

本市には、令和6年5月1日現在、小学校が2か所、中学校が2か所あります。小学校、中学校ともに、児童生徒数は減少しています。

小学校・中学校の推移

(単位:か所、クラス、人)

		R2年 (2020)	R3年 (2021)	R4年 (2022)	R5年 (2023)	R6年 (2024)
小学校	施設数	3	2	2	2	2
	学級数	37	32	30	30	30
	うち特別支援学級	9	8	7	7	8
	児童数	649	636	588	573	551
	1年生	101	104	79	97	76
	2年生	94	100	106	78	99
	3年生	98	96	101	103	77
	4年生	113	96	98	100	102
	5年生	129	110	93	100	99
	6年生	114	130	111	95	98
中学校	施設数	3	3	2	2	2
	学級数	24	24	17	16	17
	うち特別支援学級	10	8	5	4	5
	生徒数	397	374	371	344	318
	1年生	130	115	126	106	89
	2年生	130	129	116	123	106
	3年生	137	130	129	115	123

※学校基本調査(各年5月1日)

3 第2期計画の進捗評価結果

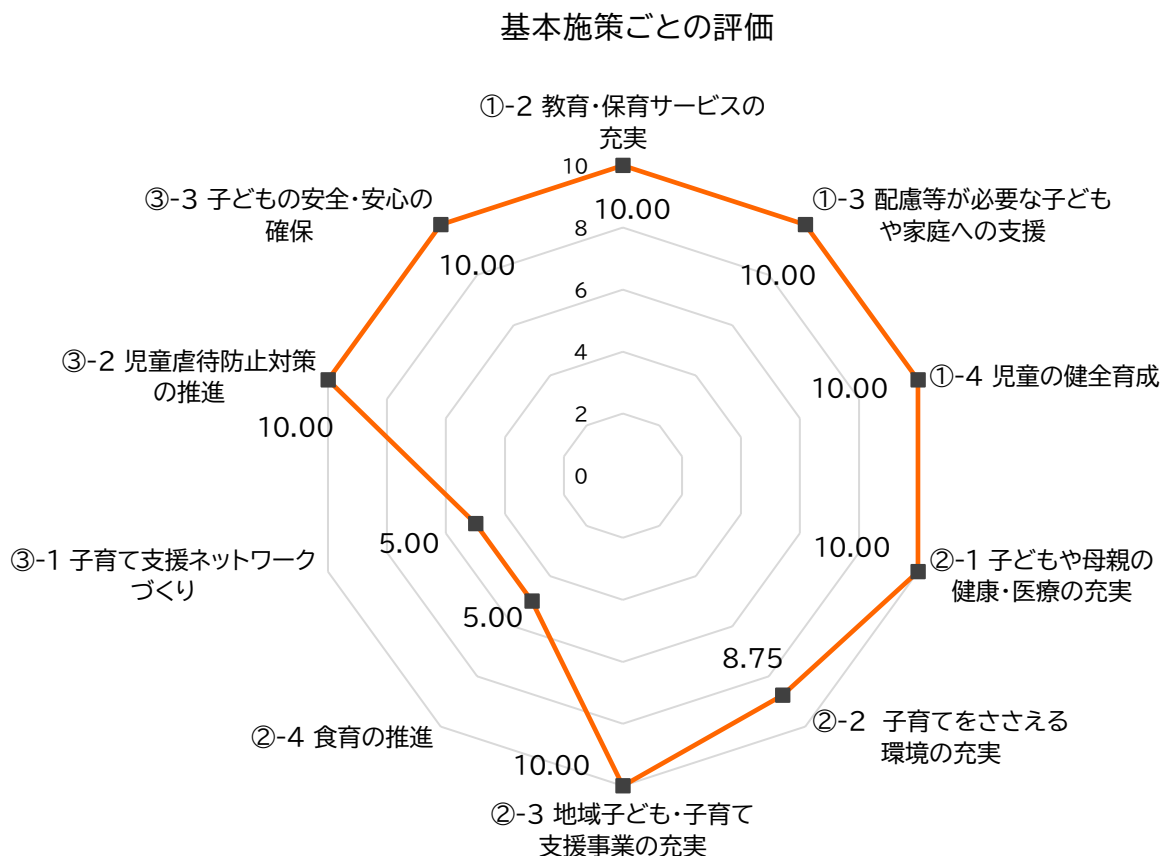
(1) 評価方法

第2期美唄市子ども・子育て支援事業計画（新びばいっこすくすくプラン）に記載されている41事業の進捗状況を、3つの評価基準（「計画どおりに実施＝10点」、一部を実施した＝5点」、「実施していない＝0点」）で点数化しました。

(2) 評価結果

① 基本施策ごとの評価

多くの基本施策が10点となっていますが、「②-4 食育の推進」、「③-1 子育て支援ネットワークづくり」は評点が低くなっています。（①-1 教育・保育の提供区域の設定は評価対象外）



※評点は10点満点中の値

②事業ごとの評価

基本目標	基本施策		事業	
① 子どもの成長を支える教育・保育の環境づくり	①-1 教育・保育の提供区域の設定			
	①-2 教育・保育サービスの充実	10.00	市立保育所管理運営事業(通常保育)	10.00
			認定こども園管理運営事業	10.00
			へき地保育所管理運営事業(通常保育)	10.00
			保育所施設の整備	10.00
			幼稚園・学校施設の整備	10.00
	①-3 配慮等が必要な子どもや家庭への支援	10.00	こども療育広場事業	10.00
			障がい児保育事業	10.00
			特別支援教育振興事業	10.00
	①-4 児童の健全育成	10.00	児童館管理運営事業	10.00
			図書館事業の推進	10.00
			性教育講座	10.00
			ジュニアチャレンジ事業	10.00
② 子どもが健やかに生まれ育つことができる環境づくり	②-1 子どもや母親の健康・医療の充実	10.00	妊婦一般健康診査	10.00
			妊産婦訪問	10.00
			乳幼児健康診査	10.00
			1歳6か月児健康診査	10.00
			3歳児健康診査	10.00
			医療体制の充実(産婦人科・小児科)	10.00
			救急医療体制の確保	10.00
			養育医療	10.00
			特定不妊治療費助成事業	10.00
			乳幼児等医療費補助事業	10.00
	②-2 子育てをささえる環境の充実	8.75	子育て支援センター事業の推進	10.00
			移動子育て支援	5.00
			地域子育て拠点支援事業	10.00
			子育て支援情報の見える化	10.00
	②-3 地域子ども・子育て支援事業の充実	10.00	一時預かり事業	10.00
			幼稚園の預かり保育	10.00
			延長保育事業	10.00
			子育て短期支援事業	10.00
			病児保育室管理運営事業	10.00
			多子世帯の保育料補助事業	10.00
	②-4 食育の推進	5.00	食育の推進	10.00
			親子の食育事業	0.00
	③ 子ども・子育てを地域で応援する環境づくり	③-1 子育て支援ネットワークづくり	5.00	子育て地域ささえあい事業
地区ふれあい事業				5.00
③-2 児童虐待防止対策の推進		10.00	子ども虐待防止ネットワークの連携強化	10.00
			子ども相談事業の推進	10.00
③-3 子どもの安全・安心の確保		10.00	都市公園施設再整備事業	10.00
			除排雪事業(通園・通学路の確保)	10.00
	放課後児童対策の事業の充実		10.00	

※評点は10点満点中の値

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画期間における子どもの人口推計結果

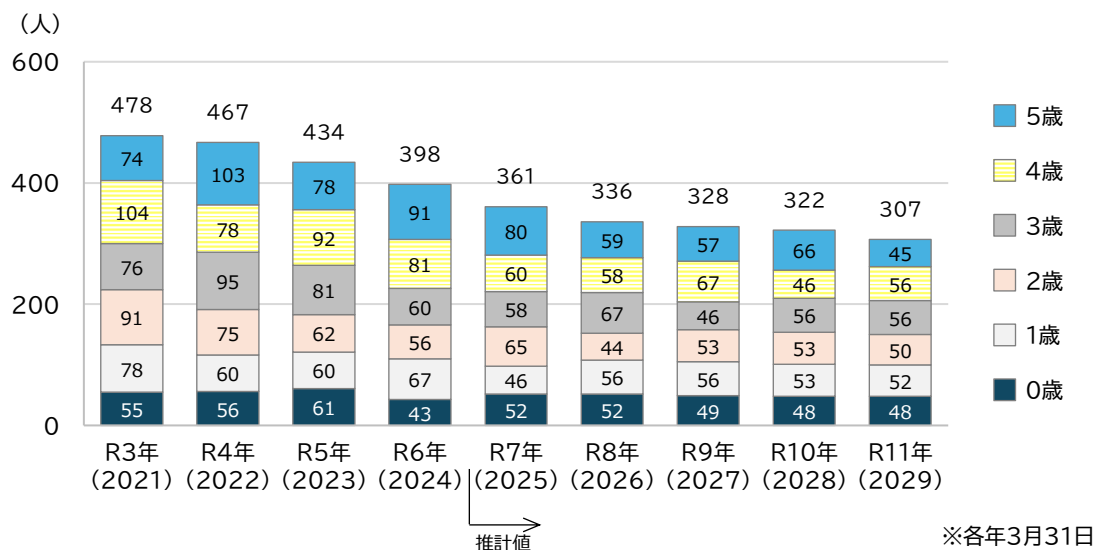
「量の見込み」や「確保方策」の設定に必要な0歳から11歳の子どもの人口推計は、直近の住民基本台帳人口や出生率を踏まえて算出しました。

※R3→4年、R4→5年、R5→6年の各年齢別変化率の平均値を用いてコーホート変化率により算出

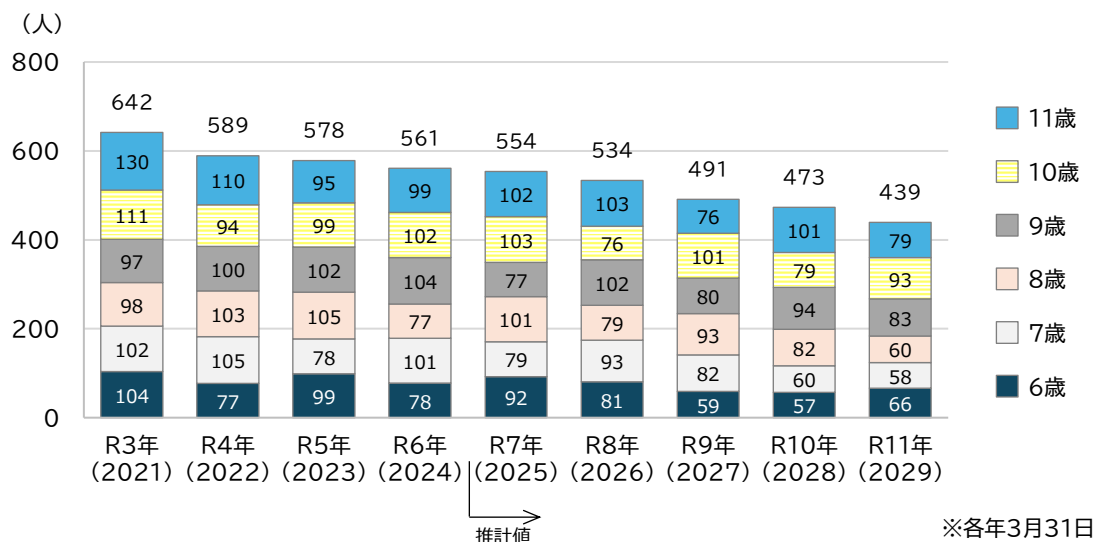
コーホート変化率：同一コーホート（出生年が同じ人口集団）の2時点間における年齢別人口の変化率に基づいて、将来人口を算出する方法

※0歳児の推計は、R2～4年度の平均出生率を求め、R7年度以降の当該女性人口（推計値）に乗じて各年度の人数を算出

① 0～5歳人口



② 6～11歳人口



2 基本理念

- 美唄市では、子ども・子育て支援法や関連する基本指針等に基づく「美唄市子ども・子育て支援事業計画（新びばいっこすくすくプラン）」を第1期・第2期と策定し、本市の実情に応じた幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の実施をはじめ、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指した施策を推進してきました。
- しかし、市全体の人口減少が進む中、子どもの人口も減少を続けており、子どもたちの保育、教育環境の充実、未来の美唄市を支える人材の育成・確保をしていく上で大変重要かつ喫緊の課題となっています。
- そのため、子どもたちが、さまざまな人との関わりや体験を通して、健やかで心豊かな人間として育ち、夢や希望を持って自らの力を発揮できること、さらには、子育てに対する不安や負担、孤立感を感じる保護者が、寄り添い、支える支援を受けながら、親として育ち、子どもの成長を喜びや生きがいとして感じることができる環境づくりを進めなくてはなりません。
- これらを踏まえ、“びばいっこ家族”が笑顔で輝き、安心して子育てができるよう、みんなで力を合わせて応援するため、第2期計画の基本理念を継承し、第3期計画を推進します。

基本理念

**子どもの笑顔はみんなの宝
応援しよう！！ びばいっこ家族**

3 基本目標

基本理念の実現を目指し、3つの基本目標を定めます。

基本目標1 子ども・子育てを地域で応援する環境づくり

基本目標2 子どもが健やかに生まれ育つことができる環境づくり

基本目標3 子どもや子育て家庭の状況に応じた支援

4 基本施策

基本目標それぞれに4つ基本施策を定めます。

基本目標 1

子ども・子育てを地域で応援する環境づくり

基本施策

- (1) 子育てと仕事の両立支援
- (2) 子育て支援サービスの充実
- (3) 子育て支援ネットワークづくり
- (4) 子どもの安全・安心の確保

基本目標 2

子どもが健やかに生まれ育つことができる環境づくり

基本施策

- (1) 子どもや母親の健康・医療の充実
- (2) 食育の推進
- (3) 教育環境の充実
- (4) 子どもの健全育成

基本目標 3

子どもや子育て家庭の状況に応じた支援

基本施策

- (1) 児童虐待防止対策の推進
- (2) 障がいのある子どもへの支援
- (3) 子育て家庭への経済的支援
- (4) 子どもの貧困対策の推進

5 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案し、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を定めることとされています。

また、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する必要があります。

現状の教育・保育提供施設の利用状況や市内の教育・保育提供施設への距離・移動手段を勘案し、本市の教育・保育提供区域は1つとします。

第4章 基本施策の今後の取り組み

基本目標1 子ども・子育てを地域で応援する環境づくり

(1) 子育てと仕事の両立支援

子育て家庭の生活実態や意向を十分に踏まえ、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供とともに、仕事と子育てを両立できるよう、働きやすい環境づくりを推進します。

事業名	事業概要	担当課
市立保育所 管理運営事業	保護者の労働や疾病などにより、昼間、保育ができない就学前児童を認可保育所で預かります。 保育ニーズの高い0～2歳児の受け入れ体制の充実に努めます。 ※保育標準時間（11H） 7：30～18：30 保育短時間 （8H） 上記時間のうち8H	こども未来課
認定こども園 管理運営事業	保育所と幼稚園の機能を併せ持つ認定こども園で、就学前児童を対象とした教育・保育を一体的に実施します。 ※保育標準時間（11H） 7：30～18：30 保育短時間 （8H） 上記時間のうち8H 教育標準時間（4H） 8：30～12：30	こども未来課
へき地保育所 管理運営事業	市立の認可外保育所として、へき地保育所を設置し、地域において就学前児童を預かります。	こども未来課
保育施設の整備	老朽化に対応した計画的な保育施設の改修や整備を行い、良好な保育環境を提供します。 0～2歳児の受け入れ数の見直しによる必要な施設の改修等を進めます。	こども未来課
子育てがしやすい 職場環境づくり	労働者・事業主に対して、育児休業制度等の子育てと仕事の両立に関わる法制度の広報・啓発活動を推進し、意識の高揚を図ります。 働く保護者がゆとりを持って子育てが行えるよう、有給休暇の取得や労働時間の短縮、働き方の工夫などについて、さまざまな機会を通じて企業や事業主に理解と協力を求めています。	経済観光課

事業名	事業概要	担当課
就業・再就職の支援	出産・子育てを機に退職した方を含め、就業・再就職を希望する方を対象に、就職に役立つ技術の習得や労働諸制度に関する講座の開催など、関係機関とともに支援を進めます。	こども未来課 経済観光課

(2) 子育て支援サービスの充実

子育て家庭への支援を行うため、さまざまな子育て支援サービスの充実を図ります。また、子育て中の心配ごとや不安を軽減し、安心して子育てができるよう、子育て支援センター事業の推進や移動子育て支援をはじめ、「子育て・子育て」を支える取り組みを進めます。

事業名	事業概要	担当課
一時預かり事業	保護者の就労の多様化に伴う非定型保育や病気等による一時的な保育ニーズに対応するため、保育所で就学前児童を一時的に預かります。	こども未来課
私立幼稚園 一時預かり事業	私立幼稚園の通常の保育時間外等に、保護者の就労や急用などで一時的に家庭での保育が困難となった園児の保育を私立幼稚園に委託し、安心して子育てができる環境を整えます。	学務課
延長保育事業	保護者の勤務形態の多様化等に対応するため、保育所や認定こども園において、通常の保育時間を超えて就学前児童を預かります。 ※保育標準時間 19:30 まで 教育標準時間 15:30 まで	こども未来課
子育て短期支援事業	安心して子育てができる環境づくりの一環として、保護者のレスパイト・ケア（リフレッシュ）、疾病、出産、看護、出張などで、家庭での児童の養育が一時的に困難となった場合等に児童養護施設等で一時的に児童を預かります。 ※短期入所生活援助事業（ショートステイ事業） 夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）	こども未来課

事業名	事業概要	担当課
病児保育室 管理運営事業	病気やけがにより、通常保育施設での集団保育が困難でかつ保護者の勤務等の都合により一時的に家庭での保育が困難な就学前児童を対象に、市立美唄病院に併設する病児保育室「にこにこルーム えがお」において、保育士・看護師が一時的に保育・看護を行います。	こども未来課
子育て支援センター 事業の推進	子どもの心と身体の健やかな育ちを支援し、安心して子育てができるよう、子育ての広場事業、こども療育広場事業、子育て相談事業を実施します。	こども未来課
移動子育て支援	子育て指導員が出向き、へき地保育所等を利用して、在園児の地域との交流を支援します。	こども未来課
地域子育て拠点 支援事業	異年齢や多世代交流を図る取り組みとして、地域全体による「子育て・子育て」を目的とした「ひがしふくし広場」（東福祉会館）、「であえ～る広場」（道営住宅中央公園団地集会場）を開設します。	こども未来課
地域子育て 相談機関の設置	保育所や子育て支援センターなどの子育て支援の施設に、子育て世帯や子どもが身近に相談できる相談機関の整備に向けて検討します。	こども未来課
子育て支援情報の 見える化	令和4年5月から運用を開始した「美唄アプリ」により、予防接種、子どもの健康管理、子育て支援情報を提供します。 アプリの利用がより使いやすいものとなるよう、プラットフォームや情報の内容を検証し、充実に努めます。	広報情報推進課 健康推進課 こども未来課
放課後児童対策 事業の充実	小学校児童の放課後対策及び保護者の仕事と子育ての両立支援を行うため、小学校区に放課後児童施設を開設します。 ※東小学校区放課後児童施設 中央小学校区放課後児童施設 何らかの支援が必要な児童も増えており、専門性を高めるための指導員への研修とともに、特別支援学校や放課後等デイサービスなどとの連携も進めます。	生涯学習課

事業名	事業概要	担当課
子どもの居場所づくりの推進	子どもが楽しく安全に遊ぶことができ、親子や子ども同士、地域で暮らす多世代の方々が交流し、憩いの場ともなる屋内遊戯施設などの整備に向けて検討を進めます。 また、子どもたちがデジタルな世界に触れ、学びを深められる場所を提供します。 多様なニーズや特性を持つ子どもが、各ニーズに応じた居場所が持てるよう、物理的な場所のみではなくオンライン空間にも対応できるよう、環境づくりに向けて検討します。	こども未来課 経済観光課 広報情報推進課
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形で支援するため、保育所等に通所していない3歳未満児までの未就園児を、月一定時間までの利用枠の中で預かる「こども誰でも通園制度」について、令和8年度の実施に向けて検討を進めます。	こども未来課

（３）子育て支援ネットワークづくり

地域ぐるみで子育てを応援する仕組みを構築することにより、地域全体で子どもを育てる意識を醸成するとともに、地域の子育て力を高めます。

事業名	事業概要	担当課
子育て 地域ささえあい 事業	地域の方たちが子育て支援に対する関心や理解を深め、協力し、子どもや子育て家庭を見守り、関わっていく取り組みを進めていきます。 また、地域全体で子育てを支える環境づくりをより一層推進するため、官民が連携して子育て支援ネットワークの強化を図っていきます。 ※子育てボランティア育成のためのサポーター講習会の参加への支援 ※びばいせわずき・せわやき隊（登下校の見守り）やファミリーサポート「ゆりかご」（預かり）の側面的支援 ※主任児童委員との協働による「おおきくな～れびばいっこ訪問事業」（乳児訪問）	こども未来課
地区ふれあい事業	市内小学校、児童館、保健推進員、食生活改善推進員、運動推進員、主任児童委員等と連携を図り、豊かな食文化や昔遊びの伝承、成長期の生活習慣病を予防する運動などに取り組めます。 ※東地区めだかの学校 中央小学校区世代間交流グーチョキパー	健康推進課 こども未来課
子育て支援に向けた意識啓発	各種行事における交流など、保育所、認定こども園、学校、各種住民組織との日常的な交流・連携を図り、子どもの育成を地域で見守り、支援していく体制づくりを推進します。	こども未来課 学務課

(4) 子どもの安全・安心の確保

子どもや子育て家庭が暮らしやすくなるよう、交通安全や防犯対策、公園整備など、子育てを応援したまちづくりを推進します。

事業名	事業概要	担当課
都市公園施設 再整備事業	公園利用者の安全性を確保するため、公園施設の健全性や老朽化の状況を調査点検し、修繕や改修を行います。 公園内のトイレ、フェンスの修繕のほか、遊具等の塗装を行うなど維持管理を行いながら、施設の更新を進めます。	都市整備課
除排雪事業（通園・ 通学路の確保）	安全に登降園・登下校できるよう、通園、通学路の優先的な除雪に努めます。	都市整備課
子どもを見守る 交通安全対策の 推進	地域の住民組織を通じて、子どもたちを地域で見守る意識を高めていくとともに、子ども見守り隊など、子どもがいつも地域で見守られている環境づくりを進めます。 また、警察等と連携し、保育所、認定こども園、小学校、中学校などで、子どもに対する交通安全教室、啓発活動を実施します。 通学路の危険箇所などの安全点検を行い、その結果を通学路交通安全プログラムに反映し、安全対策に取り組めます。	生活環境課 こども未来課 学務課
ゆとりと潤いの ある住環境の整備	ゆとりと潤いのある住環境を確保するため、美しい景観づくりを目指し、J R美唄駅周辺の花壇や道路植樹帯などで花のあるまちづくりを進めます。	都市整備課
子ども連れの 利用に配慮した 施設の整備	庁舎や各種公共施設において、子育て世帯が安心して利用できる環境の整備に努めます。	総務課 こども未来課 健康推進課 生涯学習課

基本目標2 子どもが健やかに生まれ育つことができる環境づくり

(1) 子どもや母親の健康・医療の充実

安心して子どもを生み育て、子どもが健やかに成長することができるよう、妊娠から子育て期まで切れ目のない相談支援や健康診査等の充実を図り、子どもの医療体制や救急医療体制の確保・整備に努めます。

事業名	事業概要	担当課
妊産婦一般健康診査	妊婦健康診査受診票 14 回分と、超音波検査受診票 6 回分及び産婦健康診査受診票 2 回分を、妊娠期の前期と後期に分けて交付し、妊産婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図ります。	健康推進課
妊産婦訪問	疾病等により支援が必要とされる妊婦や、すべての産婦とその家族・子を対象に、保健師や管理栄養士が家庭訪問を行います。 妊婦、親子が地域で孤立することなく、安心して子育てしていけるよう、妊娠期から切れ目のない支援を続けます。	健康推進課
産後ケア事業	産後 12 か月未満の母親と子を対象に、産後の体調や授乳、離乳食や子育てに関する相談のほか、子どもの発育発達について、小児科医師、助産師、管理栄養士、保健師による個別相談や講話を行い、産後の母の体調が良好に回復し安心して子育てしていけるよう、また子どもの健やかな成長に向けた支援を行います。	健康推進課
1 か月児健康診査	生後 1 か月の乳児を対象に、医療機関で問診、診察を行い、病気の早期発見及び健やかな発育発達を促すとともに、健診費用の助成を行い経済的負担の軽減を図ります。	健康推進課
乳幼児健康診査	生後 4 か月・7 か月・12 か月の乳幼児と保護者を対象に、問診、身体計測、小児科医師診察、保健指導、栄養・歯科相談を行い、健やかな発育発達、良好な生活習慣の獲得、また育児不安等についての支援を行います。	健康推進課
1 歳 6 か月児健康診査	1 歳 6 か月の幼児と保護者を対象に、問診、身体計測、小児科医師診察、歯科健診、保健指導、栄養・歯科相談等の集団健診を通じた、心身や言葉の発達、生活習慣の自立、育児不安等の支援のほか、必要に応じて言葉の相談も行います。	健康推進課

事業名	事業概要	担当課
3歳児健康診査	3歳の幼児と保護者を対象に、問診、身体計測、小児科医師診察、歯科健診、保健指導、栄養・歯科相談等の集団健診を通じた、心身や言葉の発達、生活習慣の自立、育児不安等の支援のほか、必要に応じて言葉の相談も行います。	健康推進課
5歳児健康診査	疾病や発達の特性を早期に発見し、個別性に応じた支援を行うとともに、年齢に応じた生活習慣や子育てに関する相談を行う5歳児健康診査を関係課と連携し、実施に向けて検討を進めます。	健康推進課
親子の健康づくり事業	出産後から子育てにおいて切れ目のない相談支援や関係課と協働で親子を対象に「のびのび教室」を実施するなど、子育て等の不安軽減や孤立を防ぐとともに、子どもの成長に合った親子遊び等を通して子どもの健やかな成長を促す発達相談支援の充実を図ります。	健康推進課
医療体制の確保 (産婦人科・小児科)	産婦人科医療は、引き続き市立美唄病院が砂川市立病院のサテライト病院として外来診療を行います。 小児医療は、市立美唄病院が救急を含めた診療や予防接種を継続し、市民の医療ニーズに対応します。	健康推進課
救急医療体制の確保	市民が安心して生活できるよう、美唄市医師会と緊密な連携を図り、市立美唄病院における休日夜間の救急診療体制を確保します。	健康推進課
養育医療	未熟児で出生した場合に、養育に必要な医療の給付を行います。	健康推進課
不妊治療費助成事業	不妊治療に対する経済的な負担軽減のため、保険適用の不妊治療費及び保険適用外の先進不妊治療費の一部助成を行います。	健康推進課
養育支援訪問事業	養育支援が必要な家庭に保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言を行います。	健康推進課

(2) 食育の推進

食に関する学習の機会や情報提供を進めるとともに、子どもの参加型の農業体験や調理の体験などの取り組みを推進し、食の大切さを伝えていきます。

事業名	事業概要	担当課
食育の推進	美咲市食育推進計画を踏まえ、行政や市民、生産者、各事業者などが相互に連携し、食育推進に取り組みます。 基幹産業である農業の教育的効果を生かし、農業の実体験活動を重視した「食農教育」を通して、児童生徒等の「豊かな心」、「社会性」、「主体性」を育み、子どもたちの将来にわたる生きる力につなげます。 地産地消の推進として、学校給食に地元産のオーガニック食材等を新たに取り入れ、子どもたちと生産者が交流する機会を積極的に設け、自然の恵みや生産者の努力に感謝する心を育む取り組みを進めていきます。 ※食育カレンダーの作成 食品ロス削減月間の周知 畑づくり	農政課 学務課 指導室 学校給食センター
親子の食育事業	子どもや家族の健康を意識した食生活を送ることができるよう、また、子どもの健やかな成長を育み、将来の生活習慣病予防に向けて、妊娠期から乳幼児・学童・思春期のライフステージに応じた管理栄養士による個別栄養相談や健康講話を行います。 また、食生活改善推進協議会と協働で親子を対象に調理の体験など食育事業を行い、素材の味を生かした手作りの美味しさや楽しさ、豊かで健康的な食生活を啓発します。 ※母子保健事業を通じて個別栄養相談 各健診での集団講話や個別相談を実施 子育て支援センター（食育プログラム）、「のびのび教室」参加の親子を対象とした管理栄養士による食育講話	健康推進課

(3) 教育環境の充実

子どもたちの学力の向上を目指し、振り返る時間を充実させ「わかる授業づくり」に向けた授業改善の徹底に努めるほか、全校的な学習規律の周知・徹底を図り、子どもが楽しく通える学校づくりに取り組みます。

事業名	事業概要	担当課
地域に開かれた信頼される学校づくりの推進	教育活動の状況について点検・評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図り、教育水準の向上に努めます。 コミュニティ・スクールの活用などに努め、地域に開かれた信頼される学校づくりを進めます。	学務課
確かな学力の向上	基礎・基本の学力の定着に加え、思考力・判断力・表現力等の育成、学びに向かう力、人間性等の育成を図るなど、確かな学力の向上に努めます。 子どもたちが学習の意義や大切さに気づき、自ら進んで取り組み、考え、行動できる学習活動を推進するとともに、家庭との連携を密にし、家庭学習の習慣化や自学自習のできる子どもたちを育成します。	指導室
道徳教育の充実	道徳の時間を^{かなめ}要とし、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育において、社会規範や他者への思いやり、命の尊さ、生き方を育みます。	指導室
人権教育の推進	人権に対する正しい理解が市全域に浸透するよう啓発に努めるとともに、性別に左右されず、すべての人の人権を尊重することができる人権感覚の豊かな子どもたちの育成に努めます。	広報情報推進課
国際理解教育の推進	グローバル人材の育成を目指し、外国語指導助手（ALT）の活用などにより、発達段階に応じた外国語指導の充実を図るとともに、多文化共生への理解の推進を図ります。	指導室 広報情報推進課
地域文化の継承と交流学習の推進	地域の人材や文化資本の蓄積を目指した「地域学・美唄学」の取り組みを推進するため、郷土史料館を活用して、地域の方々の記憶や貴重な経験等を次世代の子どもたちにつなぐとともに、多様な学習意欲に対応した講座など、さまざまな事業に取り組みます。	生涯学習課
教職員の資質向上と研修体制の確立	教職員の授業力等を高めるため、各種研修会への参加を勧めるなど、教職員の資質向上を図ります。	学務課

事業名	事業概要	担当課
生徒指導の徹底	日々の教育活動を通じて、子どもたちと教職員の人間的なふれあいを深め、確かな児童生徒の理解と子どもたちとの信頼関係の確立に努めます。 また、定期的なスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣など、子どもたちの悩みや不安に対応するための教育相談活動を充実します。 いじめや不登校等の未然防止、早期発見・早期対応を図るとともに、関係機関と連携しながら適切な対応に努めます。	指導室
特別支援教育の充実	通常学級における困り感を持つ児童生徒一人ひとりの特性や教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善、または克服するための効果的な支援に努め、特別支援教育の充実を図ります。	指導室

（４）子どもの健全育成

子どもの発達段階に応じて、家庭・学校・地域社会等がそれぞれの役割を自覚しながら連携を深め、健全育成に向けた取り組みを推進します。

事業名	事業概要	担当課
児童館 管理運営事業	児童に健全な遊びを提供することで、健康増進や情緒を豊かにするとともに、生活文化の振興と福祉の増進を図ります。	生涯学習課
図書館事業の推進	児童図書の充実を図るとともに、ボランティアと連携して、毎月第2・第3土曜日に絵本の読み聞かせなどの「おはなしの会」を行うほか、移動図書館車の巡回などを通じて、子どもの読書活動の推進を図ります。 また、幼少期から本にふれあう機会づくりとして、7か月と3歳健診時に本をプレゼントする「ブックスタート」を実施します。	生涯学習課
性教育講座	高校生を対象に命の尊さを学ぶ機会として、助産師・保健師等による性感染症や月経、妊娠・避妊等「命のストーリー」についての講義を実施するなど、自分や相手を大切にできること、自分の命の大切さを伝えていきます。	健康推進課

事業名	事業概要	担当課
ジュニア チャレンジ事業	外部の講師を招へいして、子どもたちが運動や芸術・文化に興味を持ってもらうきっかけづくりとしての場を提供することにより、能力の向上や豊かな感性が育まれるよう、キッズ・ダンス教室やキッズ・アートスクールを実施します。	生涯学習課
幼児期からの 運動支援事業	幼児期における日常的な運動が子どもの身体活動促進に重要であることから、ＡＣＰ（アクティブ・チャイルド・プログラム）に基づき、サッカー教室や体育教室など、外部の専門講師による運動を支援します。	こども未来課
コーディネーシ ョン事業	得意・不得意にかかわらず、運動には子どもの脳・身体に刺激を与えることで知性・感性を引き出す効果があり、体力の向上や国語力の向上が認められたことから、小学校などの授業でコーディネーショントレーニングを実施します。	生涯学習課
薬物乱用、 喫煙・受動喫煙防止 対策の推進	青少年非行の中で重要な課題である薬物乱用を撲滅するため、関係機関・団体との連携のもと情報共有を図り、総合的な防止対策の推進に努めます。 また、関係機関・団体と連携し、薬物乱用・喫煙・受動喫煙防止キャンペーンを実施するなど啓発を行うほか、市内の小中学生を対象に、薬物乱用・喫煙防止教育を行い、健康や命を守る大切さを伝えていきます。	生涯学習課 健康推進課
心の悩みに対する 相談支援体制の 充実	いじめ、不登校、ＬＧＢＴ（エルジービーティー）など、子どもたちの心の悩みに適切に対応するため、臨床心理の専門的な知識を持つスクールカウンセラーや関係機関の調整のほか、コーディネートを担当するスクールソーシャルワーカーを活用し、子ども本人・教師・保護者のさまざまな相談に対応します。 また、思春期を迎える子どもの保護者などに対し、関係機関との連携を図りながら情報提供に努めます。	指導室 こども未来課 健康推進課 広報情報推進課

基本目標3 子どもや子育て家庭の状況に応じた支援

(1) 児童虐待防止対策の推進

児童虐待防止について、福祉、保健、医療などの関係機関と連携しながら、保護者の育児不安に対する相談体制の整備を行います。

事業名	事業概要	担当課
子ども虐待防止ネットワークの連携強化	要保護・要支援児童への対応について、要保護児童対策地域協議会において、児童相談所、警察、学校、事業所等の関係機関が緊密な連携を図り、児童虐待等の事例について協議・検討を行い、速やかに支援体制を構築します。 また、広報紙やホームページ、ポスター掲示による周知のほか、「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」等を通じて、広く市民に向けた虐待防止の意識啓発を図ります。	こども未来課
相談事業の推進	育児・子育て、健康・医療、児童虐待、DV（ドメスティック・バイオレンス）、障がい、ヤングケアラー、不登校、非行など子どもに関するさまざまな悩みについて、相談窓口等の周知を図り、各担当課において対応します。 また、状況に応じて要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議を開催し、支援策などについて協議し、関係機関が連携しながら対応にあたります。	こども未来課 広報情報推進課 地域福祉課 健康推進課 学務課 指導室 生涯学習課
こども家庭センター開設・運営	母子保健分野と児童福祉分野のより一層の連携を図り、妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援を行うため、「こども家庭センター」の令和8年度開設を目指します。 また、子育て世帯訪問支援事業など要保護世帯等への支援事業の実施に向けて、検討を進めます。	こども未来課 健康推進課

(2) 障がいのある子どもへの支援

身近な地域で障害特性に応じた専門的な支援が受けられるよう、障害児通所支援等のサービスの充実に努めます。

支援の必要な乳幼児の早期療育の充実に向けて「気になる」段階から、発達に応じた適切な支援を断続的に計画的に提供する体制づくりを目指します。

事業名	事業概要	担当課
こども療育広場事業	「歩き始めがゆっくりだった」、「言葉が出るのが遅かった」、「お友達と関わって遊ぶことが難しい」など、気になる段階からの発達相談や小学校就学前までの子どもを対象に、こども療育広場「てらん広場」で日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行います。	こども未来課
障がい児等保育事業	保育所や認定こども園において、集団生活を行っていく上で配慮や支援が必要な児童を預かり、心身の成長発達を促します。 また、身近な地域で支援できる包括的な支援体制の構築や関係機関と円滑な連携を図りながら、通所事業所における課題把握に努めるなど、利用者が安心してサービスを受けられる環境づくりに取り組みます。	こども未来課
特別支援教育振興事業	特別支援学級の教育環境を整えるため、必要とされる環境整備に努めます。 市内小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の交流、体験事業に取り組みます。	学務課 指導室
発達障がいのある子どもに関する相談支援	母子保健事業や各種子育て相談、教育相談、スクールカウンセラー事業等を通じて、発達障がいのある子どもに関する相談支援活動を推進するほか、多職種連携体制をさらに強化します。	こども未来課 健康推進課 指導室
重度心身障がい者医療費助成事業	身体障害者手帳の１、２級、内部障がいによる３級、精神障害者保健福祉手帳１級の交付を受けた児童（１８歳に達する日以後の最初の３月３１日まで）または療育手帳Ａ判定、重度の知的障がいと診断された児童に対し、医療費を全額助成します。	市民課

（３）子育て家庭への経済的支援

子育て家庭における生活の安定や子どもの健やかな成長のために、国の制度とともに市独自の取り組みを実施し、経済的負担感の軽減を目指します。

事業名	事業概要	担当課
妊婦のための支援 給付交付金事業	妊娠や出産に係る経済的支援として、交付金の支給を行います。	健康推進課
子ども医療費 助成事業	児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)に対し、所得に関係なく医療費を全額助成します。	市民課
ひとり親家庭等 医療費助成制度	ひとり親家庭、両親のいない家庭、重度の障がい者の親がいる家庭の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)に対し、医療費の全額助成及び親の医療費の一部を助成します。	市民課
多子世帯の 保育料補助事業	多子世帯における保護者の経済的負担の軽減を図るため、第2子以降の3歳未満の保育料について補助を行います。	こども未来課
学校給食費の 無償化	市内小中学校に在学する児童生徒の給食費を無償化します。	学校給食センター
幼児保育無償化 実施事業	3歳児以上及び市民税非課税世帯の3歳児未満児の保育料を無償化します。 さらに、子育て世帯の経済的支援や、子どもを産み育てやすい環境づくりを推進するため、保育所等に在籍する3歳児未満の全園児の保育料について、市独自の子育て支援施策として無償化を進めます。	こども未来課
全園児の給食費の 無償化	子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、幼稚園、保育所、認定こども園に在籍する全園児の園児給食費無償化を進めます。	こども未来課 学務課
紙おむつ購入費 助成事業	0歳児の子どもの保護者への紙おむつ費用の助成に取り組みます。	こども未来課

(4) 子どもの貧困対策の推進

すべての子どもたちの将来が、その生まれ育った環境により夢や希望がかなえられないと
 いったことのないよう、親に対する就労支援や就学援助事業など、子育て家庭を支援します。

事業名	事業概要	担当課
親に対する 就労支援	ひとり親家庭、生活困窮者及び生活保護受給者の就 労支援について、母子・父子自立支援員や就労支援員 による支援のほか、ハローワーク等と連携し、きめ細 かな自立・就労支援に努めます。	こども未来課 地域福祉課 経済観光課
就学援助事業	経済的理由によって就学困難と認められる児童生 徒の保護者に対し、学用品費、クラブ活動費、修学旅 行費等の就学に必要な援助を行います。 ※準要保護者の収入要件：生活保護基準の1.5倍	学務課
生活困窮者 自立支援事業	生活困窮者に対して、自立相談支援事業や住居確保 給付金の支給を行うほか、就労実現を目指す生活困窮 者等に寄り添い型の就労支援を行い、自立の促進を図 ります。 ※生活困窮者自立支援法の対象者に、生活保護受給 者は含まれません。	地域福祉課
母子・父子・寡婦 福祉資金貸付金	ひとり親世帯の経済的自立の助成、生活意欲の助長 を図り、併せて扶養している子どもの福祉増進のため に、必要な資金を貸与します。	こども未来課
高等職業訓練 促進給付金	ひとり親の方が就職に有利な資格取得を促進する ため、高等職業訓練促進給付金を受給することによ り、生活の負担軽減を図り、自立支援に努めます。	こども未来課

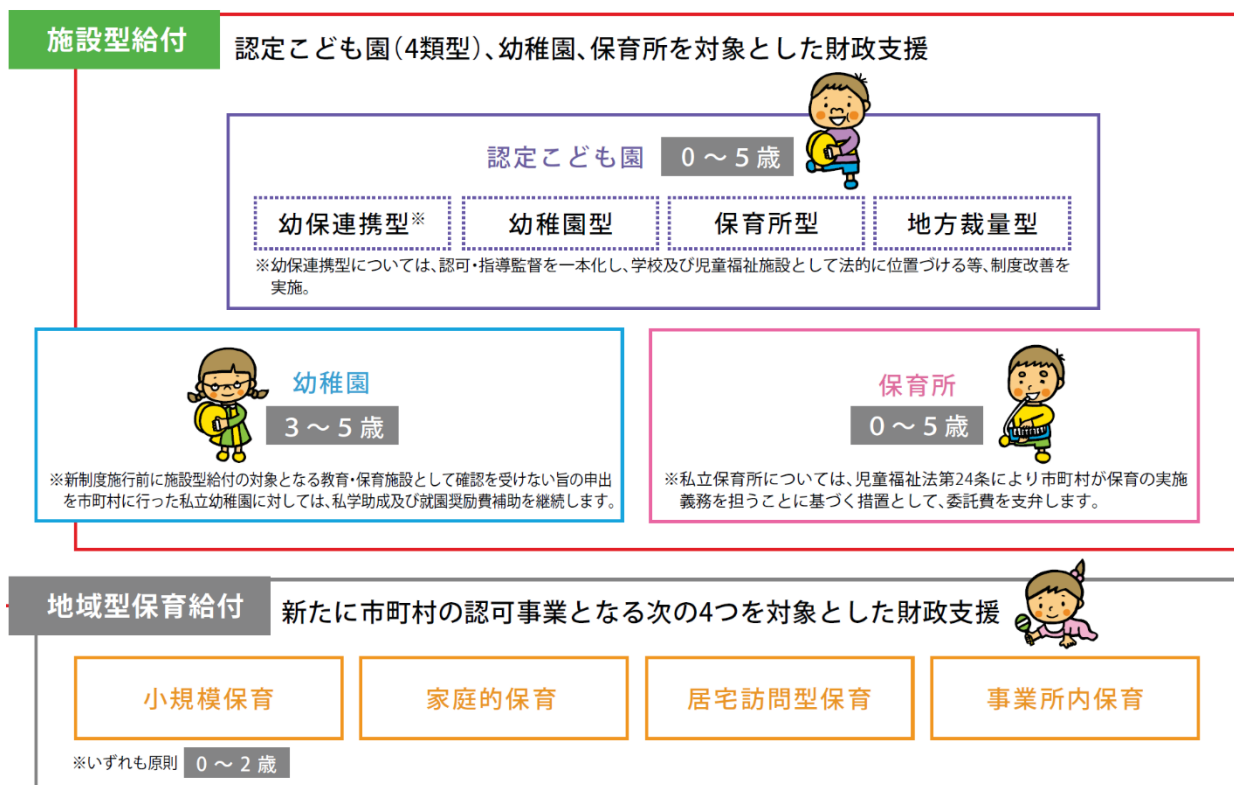
第5章 子ども・子育て支援施策の展開

1 教育・保育の量の見込みと確保方策

<事業の概要>

平成27年4月からスタートした子ども・子育て支援新制度では、幼児期の教育や保育の必要性のある子どもへの保育について、認定こども園・幼稚園・認可保育所・小規模保育等の施設等を利用した場合、子ども・子育て支援給付の給付対象となります。

給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組み（法定代理受領）となります。給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。



※国の子ども・子育て支援新制度ハンドブック

<教育・保育給付認定と利用可能施設等について>

子ども・子育て支援新制度では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を確認した上で給付する仕組みとなっています。

給付認定は、次の1号から3号の区分で行われます。

給付認定		保育の必要性	主な対象家庭	利用可能施設等
1号	3～5歳	なし	専業主婦（夫）家庭、 就労時間が短い家庭	- 認定こども園（幼稚園部） - 幼稚園
2号		あり	共働きの家庭	- 認定こども園（保育所部） - 認可保育所 - 企業主導型保育施設の地域枠
3号	0～2歳		共働きの家庭	- 認定こども園（保育所部） - 認可保育所 - 地域型保育事業 - 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ） - 企業主導型保育施設の地域枠

※企業主導型保育施設

企業が従業員のために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設

※一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）

幼稚園において保育を必要とする2歳児等を定期的に受け入れる事業

<地域型保育事業について>

子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付に加え、市町村の認可事業（地域型保育事業）による地域型保育給付として、0歳から2歳の子どもを対象とした地域型保育事業があります。

	小規模 保育事業	家庭的 保育事業	事業所内 保育事業	居宅訪問型 保育事業
事業主体	市町村、 民間事業者等	市町村、 民間事業者等	事業主等	市町村、 民間事業者等
保育実施 場所等	保育者の居宅、 その他の場所や施設	保育者の居宅、 その他の場所や施設	事業所の従業員の 子ども＋地域の保 育を必要とする子 ども（地域枠）	保育を必要とする 子どもの居宅
認可定員	6～19人	1～5人	—	—

(1) 年度ごとの量の見込みと確保方策

本計画の量の見込みと確保の方策は、国が示す「第3期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方」を踏まえつつ、第2期計画期間（令和2～6年度）での利用実績を勘案して設定しました。

第3期計画	
● 既存施設の定員の調整・見直し等により、受け入れ体制の整備と確保に努めます。 ● 利用が増加傾向にある3歳未満児の受け入れについて、調整を図りながら拡充に努めます。 ● 保育施設の多様化を踏まえ、特に保育の質の確保に注力し、保育サービス第三者評価の受審や認可保育所内での自己評価を推進します。 ● 保育料について、国の動向等を注視しながら、子育て世帯への経済的支援に努めます。	

令和7年度(2025)

(単位:人)

認定区分			1号認定	2号認定	3号認定		
			3～5歳		0歳	1歳	2歳
子どもの推計人数			198		52	46	65
量の見込み①			69	111	4	26	39
確保方策	施設 教育・ 保育	認定こども園	15	14	0	3	3
		幼稚園	105	—	—	—	—
		認可保育所	—	100	6	22	22
	保地 育域 事業	小規模保育事業	—	—	0	0	0
		家庭的保育事業	—	—	0	0	0
		居宅訪問型保育事業	—	—	0	0	0
		事業所内保育事業	—	—	0	0	0
	保認 育可 施外 設	公立へき地保育所	—	87	0	9	9
		民間施設	—	15	6	7	7
		企業主導型保育事業(地域枠)	0	0	0	0	0
確保方策の合計②			120	216	12	41	41
過不足②－①			51	105	8	15	2

令和 8 年度(2026)

(単位:人)

認定区分			1号認定	2号認定	3号認定		
			3～5歳		0歳	1歳	2歳
子どもの推計人数			184		52	56	44
量の見込み①			64	103	4	32	26
確保方策	施設 教育・ 保育	認定こども園	15	14	0	3	3
		幼稚園	105	—	—	—	—
		認可保育所	—	100	6	22	22
	保地 育域 事業	小規模保育事業	—	—	0	0	0
		家庭的保育事業	—	—	0	0	0
		居宅訪問型保育事業	—	—	0	0	0
		事業所内保育事業	—	—	0	0	0
	保認 育可 施外 設	公立へき地保育所	—	87	0	9	9
		民間施設	—	15	6	7	7
		企業主導型保育事業(地域枠)	0	0	0	0	0
確保方策の合計②			120	216	12	41	41
過不足②－①			56	113	8	9	15

令和 9 年度(2027)

(単位:人)

認定区分			1号認定	2号認定	3号認定		
			3～5歳		0歳	1歳	2歳
子どもの推計人数			170		49	56	53
量の見込み①			58	93	3	32	31
確保方策	施設 教育・ 保育	認定こども園	15	14	0	3	3
		幼稚園	105	—	—	—	—
		認可保育所	—	100	6	22	22
	保地 育域 事業	小規模保育事業	—	—	0	0	0
		家庭的保育事業	—	—	0	0	0
		居宅訪問型保育事業	—	—	0	0	0
		事業所内保育事業	—	—	0	0	0
	保認 育可 施外 設	公立へき地保育所	—	87	0	9	9
		民間施設	—	15	6	7	7
		企業主導型保育事業(地域枠)	0	0	0	0	0
確保方策の合計②			120	216	12	41	41
過不足②－①			62	123	9	9	10

令和10年度(2028)

(単位:人)

認定区分			1号認定	2号認定	3号認定		
			3～5歳		0歳	1歳	2歳
子どもの推計人数			168		48	53	53
量の見込み①			57	93	3	31	31
確保方策	施設 設置・ 保育	認定こども園	15	14	0	3	3
		幼稚園	105	—	—	—	—
		認可保育所	—	100	6	22	22
	保地 育域 事業 型 事業	小規模保育事業	—	—	0	0	0
		家庭的保育事業	—	—	0	0	0
		居宅訪問型保育事業	—	—	0	0	0
		事業所内保育事業	—	—	0	0	0
	保認 育可 施設 外 設	公立へき地保育所	—	87	0	9	9
		民間施設	—	15	6	7	7
		企業主導型保育事業(地域枠)	0	0	0	0	0
確保方策の合計②			120	216	12	41	41
過不足②－①			63	123	9	10	10

令和11年度(2029)

(単位:人)

認定区分			1号認定	2号認定	3号認定		
			3～5歳		0歳	1歳	2歳
子どもの推計人数			157		48	52	50
量の見込み①			54	86	3	29	30
確保方策	施設 教育・ 保育	認定こども園	15	14	0	3	3
		幼稚園	105	—	—	—	—
		認可保育所	—	100	6	22	22
	保地 育域 事業 型	小規模保育事業	—	—	0	0	0
		家庭的保育事業	—	—	0	0	0
		居宅訪問型保育事業	—	—	0	0	0
		事業所内保育事業	—	—	0	0	0
	保認 育可 施外 設	公立へき地保育所	—	87	0	9	9
		民間施設	—	15	6	7	7
		企業主導型保育事業(地域枠)	0	0	0	0	0
確保方策の合計②			120	216	12	41	41
過不足②－①			66	130	9	12	11

（２）教育・保育の一体的提供及び体制の確保

① 認定こども園の普及について

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を合わせ持ち、教育や保育を一体的に受けることができるほか、子育て親子と地域住民の交流など、地域における子育て支援も行う施設です。本市では、公立の保育所型認定こども園が１園設置されています。

現在、幼稚園の提供体制については充足されている一方、３歳未満児の保育ニーズは増加しており、今後の出生数、幼児数の推移を見極めながら、総合的に検討していくこととします。

② 質の高い教育・保育や子育て支援等の推進

乳幼児期は発達の連続性を有し、心情、意欲、態度、基本的生活習慣等生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期でもあります。

発達段階における一人ひとりの個人差が大きいものであることに留意しつつ、特性を踏まえた適切な関わり、遊びや体験の中で健やかな発達を保障することができる、質の高い教育・保育や地域資源を生かした子育て支援について、安定的に提供できる取り組みを進めていきます。

③ 幼稚園、保育所、小学校等の連携の推進

幼児教育・保育施設と小学校との合同研修の機会等を通じて、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた学びの連続性について、共有を図るための取り組みを進めるとともに、安心して小学校生活を送ることができるよう、引き継ぎの場の取り組みを継続します。

④ 幼稚園教諭・保育士・保育教諭等に対する研修の充実等による資質向上

講演会や公開保育、研修会を通して、幼児教育・保育の専門性などを高めるとともに、幼稚園、保育所、認定こども園それぞれの園内研修など、さまざまな研修を充実させることで、職員の資質向上を図ります。

⑤ 保育環境の改善による保育士確保

認可保育所・幼稚園・認定こども園の職場環境の改善によって、働き続けたい職場としての魅力を高めるなど、保育士等の人材確保の充実を図ります。

（３）子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

子育てのための施設等利用給付の実施では、公正かつ適正な支給の確保、保護者の利便性等を勘案しつつ、適切な給付方法を検討し、実施していきます。

また、施設の確認や公示、指導監査等にあたっては、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等について、今後も北海道に協力を要請しながら適正な制度運営が図られるよう努めます。

2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援法による地域子ども・子育て支援事業について、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を基本に、各段階に応じた多様なサービスを選択できるよう、関係機関や地域と協働して取り組みを進めます。

本計画の量の見込みと確保の方策は、国が示す「第3期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方」を踏まえつつ、第2期計画期間（令和2～6年度）での利用実績を勘案して設定しました。

（1）利用者支援事業

子育て家庭の保護者や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども子育て支援事業、保健・福祉・医療等の関係機関を円滑に利用できるよう、身近な場所での相談や情報提供、助言等の支援とともに、関係機関との連絡調整を行う事業です。

<本市の現状>

子育て世代の方が、ワンストップで気軽に相談できる場所として、令和3年10月に「子育て世代包括支援センター」を保健センター内に開設し、すべての妊婦を対象に、妊娠・出産・子育てまでのケアプランを作成し切れ目のない相談支援を行うほか、ニーズに即した必要なサービスや支援が利用できるよう、保健・福祉・医療等の関係機関との連携を図っています。

第2期計画の実績

（単位：か所）

		R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
実施か所数	基本型	0	0	0	0	0
	特定型	0	0	0	0	0
	母子保健型	0	1	1	1	1

※R6年度は見込み

＜第3期計画＞

- 子ども・子育てに関する総合相談窓口として、個別ニーズの把握に努めながら、利用者の立場に立ち、より充実した利用者支援を行います。
- 各関係機関等との連携・調整に努め、利用者に寄り添ったサービスを提供します。
- 子育て世代包括支援センターと児童福祉機能(家庭児童相談事業等)を一体的に運営し、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的支援や、すべてのこどもと家庭に対し虐待の予防的な対応から各家庭に応じた支援まで切れ目なく対応するため、令和8年度を目標に「こども家庭センター」の開設を目指します。
- 児童福祉法の改正に伴い整備が努力義務となった、子育てに関する相談及び助言を行う身近な相談機関(地域子育て相談機関)の開設について、人材確保・育成等の課題解決に向けた検討を行います。

第3期計画における確保方策

(単位:か所)

		R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
実施か所数	基本型	0	0	0	0	0
	特定型	0	0	0	0	0
	こども家庭センター型 (旧母子保健型)	1	1	1	1	1

【地域子育て相談機関】

第3期計画における確保方策

(単位:か所)

		R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
地域子育て相談機関	実施か所数	—	—	—	—	—

（２）地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感・不安感の解消に向けて、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供するとともに、子育てに関する情報提供や相談等の支援を行う事業です。

＜本市の現状＞

子育て支援センター「はみんぐ」で、子育ての広場事業、こども療育広場事業、子育て相談を実施しています。また、子育て中の親子の総合的な支援を図るため、地域の保育所等を利用して、親子の身近な交流の場の提供等を実施しています。

第2期計画の実績

（単位：か所、人回/年）

	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
実施か所数	1	1	1	1	1
延べ利用回数	5,001	4,816	4,316	4,209	4,200

※R6年度は見込み

＜第3期計画＞

- 地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援します。
- 各子育て支援機関等と連携することにより、育児相談及び遊びの提供など、多様な子育て支援活動を実施し、子育て親子が集う場として魅力ある場所になるよう努めます。

第3期計画における確保方策

（単位：か所、人回/年）

		R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
実施か所数		1	1	1	1	1
延べ利用回数	量の見込み	4,124	3,846	3,998	3,896	3,795
	確保量	4,124	3,846	3,998	3,896	3,795

(3) 妊婦健康診査

妊産婦の健康の保持及び増進を図るため、健康状態の把握・検査計測・保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の医学的検査の費用を助成する事業です。

<本市の現状>

妊婦一人につき、妊婦健康診査受診票 14 回分と、超音波検査受診票 6 回分及び産婦健康診査受診票 2 回分を交付しています。項目等については、北海道との協定に基づき実施しています。

また、道外で出産予定の妊婦に対しても、出産後本人に対し助成の範囲内で償還払いを行っています。

第2期計画の実績

(単位:件/年、人回/年)

	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
受診票交付件数	1,276	1,200	1,048	776	760
延べ受診回数	1,004	956	861	764	750

※R6年度は見込み

<第3期計画>

- 今後も妊婦一般健診受診券の交付により、受診につながり、母体及び胎児の健康を守る取り組みを継続していきます。

第3期計画における確保方策

(単位:件/年、人回/年)

		R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
受診票交付件数	量の見込み	760	760	750	740	740
	確保量	760	760	750	740	740
延べ受診回数	量の見込み	750	750	740	730	730
	確保量	750	750	740	730	730

（４）乳児家庭全戸訪問事業

生後４か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等を把握する事業です。

＜本市の現状＞

主任児童委員とこども未来課職員で生後４か月から７か月未満の乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する不安や悩みを聞くとともに、子育てに関する情報提供を行っています。

第２期計画の実績

（単位：件／年）

	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
訪問件数	15	8	9	13	10

※R6年度は見込み

＜第３期計画＞

- 現在の供給体制を維持しながら、子育て家庭と地域がつながる取り組みを継続していきます。

第３期計画における確保方策

（単位：件／年）

		R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
訪問件数	量の見込み	12	12	11	11	11
	確保量	12	12	11	11	11

（５）養育支援訪問事業

妊娠期の母子保健活動や乳児家庭全戸訪問時の状況などから、支援が必要な家庭を把握し、ケースに応じて最適な専門職（助産師、保健師、保育士、栄養士等）が家庭訪問し、相談や助言その他必要な援助を行う事業です。

＜本市の現状＞

訪問事業により、養育支援が必要な家庭を対象に、保健師や管理栄養士の相談や育児等の援助を行うことで育児不安の軽減を図るとともに、子育て支援センターや保育所、幼稚園等とも連携しながら支援を行い、児童虐待の予防に寄与しています。

第2期計画の実績(訪問)

(単位:件/年)

	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
訪問件数	17	9	13	10	24

<第3期計画>

- 児童相談所をはじめ関係機関との連携を図るとともに、相談体制を強化していきます。
- 虐待の発生を予防するとともに、早期発見、早期対応等の体制づくりを進めます。

第3期計画における確保方策(訪問)

(単位:件/年)

		R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
訪問件数	量の見込み	25	23	21	20	20
	確保量	25	23	21	20	20

(6) 子ども虐待防止ネットワークの連携強化事業

広報紙やホームページ、ポスター掲示による周知のほか、「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」等を通じて、広く市民に向けた虐待防止の意識啓発を図るとともに、母子保健や児童相談所、警察、学校、事業所など、妊産婦及び子育て世帯に係るさまざまな関係機関が緊密に連携を図っています。

<本市の現状>

児童虐待防止について、「気になる家庭」として、情報などが寄せられたご家庭に対し、状況に応じて、早い段階で要保護児童対策地域協議会の「個別ケース検討会議」を開催し、児童相談所を始め、学校や事業所等の関係機関で情報共有・連携しながら、家庭の見守りや、必要な行政サービスの案内といった取り組みを行っています。

そのほか、要保護・要支援世帯等について、関係機関に対象世帯の状況について確認を行い、ケースの評価等を行う「実務者会議」や要保護児童対策連絡協議会の円滑な連携や運営に向けた協議等を行う「代表者会議」を開催するなど、虐待防止に向けたネットワークの強化に取り組んでいます。

<第3期計画>

- 関係機関とより一層の連携を図り、相談・支援体制の構築について強化していきます。

(7) 子育て短期支援事業

安心して子育てができる環境づくりの一環として、保護者のレスパイト・ケア（リフレッシュ）のほか、疾病等の理由により、家庭で養育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設等で必要な養育・保護を行う事業です。育児負担軽減等により、児童虐待の防止にも寄与しています。

短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）の2種類があります。

<本市の現状>

短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）、夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）ともに、岩見沢市の児童養護施設及び市内在住の里親に業務委託して実施しています。

第2期計画の実績

（単位：か所、人日/年）

		R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
契約施設数		3	3	6	6	7
延べ 利用日数	短期入所生活援助事業	2	0	0	0	14
	夜間養護等事業	0	0	0	0	9

※R6年度は見込み

<第3期計画>

- 今後も事業を継続するとともに、本事業の周知に努め、利用を促進します。
- 児童虐待の予防に向けて、要保護児童世帯の利用に対処します。

第3期計画における確保方策

（単位：か所、人日/年）

		R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
契約施設数		7	7	7	7	7
短期入所生活援助事業の 延べ利用日数	量の見込み	13	13	12	11	11
	確保量	13	13	12	11	11
夜間養護等事業の 延べ利用日数	量の見込み	9	8	8	7	7
	確保量	9	8	8	7	7

（８）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

就学前児童や小学校児童を対象とした子育て中の保護者（利用会員）、預かり等の援助を行う人（援助会員）による相互活動の連絡・調整を行う事業です。

＜本市の現状＞

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は実施していませんが、本事業に類するものとして、ファミリーサポート「ゆりかご」が、預かり託児サービスを実施しています。

＜第3期計画＞

- 現状、利用希望にできるだけ沿う形での預かりは実施できているものの、多様なニーズに対応できる提供体制を確保するためには、提供会員の増加が必要であることから、地域の現状、状況を踏まえた具体的な方策について、協議、検討していきます。

（９）一時預かり事業

一般型は、保護者の仕事や傷病等、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった認可保育所や認定こども園に入所していない乳幼児について、一時的に子どもを預かり、必要な保育を行う事業です。

幼稚園型は、幼稚園や認定こども園の在園児を対象として、正規時間終了後に保護者の就労理由などにより希望する者に対し、預かり保育を実施する事業です。

＜本市の現状＞

一般型は認可保育所「ピパの子保育園」で実施しています。幼稚園型は2か所で実施しています。

第2期計画の実績（一般型）

（単位：か所、人日/年）

		R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
実施か所数	認可保育所	1	1	1	1	1
延べ利用日数	認可保育所	857	643	588	673	635

※R6年度は見込み

第2期計画の実績（幼稚園型）

（単位：か所、人日/年）

		R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
実施か所数	幼稚園	2	2	2	2	2
延べ利用日数		3,868	3,718	3,631	4,232	4,300

※R6年度は見込み

<第3期計画>

- 一般型、幼稚園型ともに今後も事業を継続するとともに、現在の供給体制を維持しながらニーズに対応していきます。

【一般型】

第3期計画における確保方策

（単位：か所、人日/年）

			R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
実施か所数	認可保育所		1	1	1	1	1
延べ 利用日数	量の見込み		624	581	604	589	574
	確保量	認可保育所	624	581	604	673	635

【幼稚園型】

第3期計画における確保方策

（単位：か所、人日/年）

			R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
実施か所数	幼稚園		2	2	2	2	2
延べ 利用日数	量の見込み		3,670	3,410	3,151	3,114	2,910
	確保量	幼稚園	3,670	3,410	3,151	3,114	2,910

(10) 時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた子どもを対象に、通常の利用日の時間外に、認可保育所や認定こども園等で保育を実施する事業です。

＜本市の現状＞

認可保育所「ピパの子保育園」、認定こども園「ひまわり」の2か所で実施しています。延長時間は1時間で19時30分まで利用できます。

第2期計画の実績

(単位:か所、人日/年)

		R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
実施か所数	認可保育所	1	1	1	1	1
	認定こども園	1	1	1	1	1
延べ利用日数	認可保育所	56	183	298	299	344
	認定こども園	302	284	150	15	3

※R6年度は見込み

＜第3期計画＞

- 今後も事業を継続するとともに、現在の供給体制を維持しながら、ニーズに対応していきます。

第3期計画における確保方策

(単位:か所、人日/年)

		R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
実施か所数	認可保育所	1	1	1	1	1
	認定こども園	1	1	1	1	1
延べ 利用日数	量の見込み		236	219	214	210
	確保量	認可保育所	185	171	168	164
		認定こども園	51	48	46	44

(11) 病児保育事業

病気の治療・回復期にある子ども（病児）について、病院や認定こども園等に付設された専用スペースで、保育士・看護師が一時的に保育を行う事業です。

<本市の現状>

市立美唄病院内に美唄市病児保育室「にこにこルームえがお」を開設し、病児対応型の事業を実施しています。（定員3人）

第2期計画の実績

（単位：か所、人日/年）

		R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
実施か所数	病児対応型	1	1	1	1	1
	病後児対応型	0	0	0	0	0
	体調不良児対応型	0	0	0	0	0
	訪問型	0	0	0	0	0
延べ利用日数	1～5歳	15	26	42	100	70

※R6年度は見込み

<第3期計画>

- 今後も事業を継続するとともに、現在の供給体制を維持しながら、ニーズに対応していきます。

第3期計画における確保方策

（単位：か所、人日/年）

		R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
実施か所数	病児対応型	1	1	1	1	1
	病後児対応型	0	0	0	0	0
	体調不良児対応型	0	0	0	0	0
	訪問型	0	0	0	0	0
延べ 利用日数	量の 見込み	1～5歳	63	59	58	57
		6～11歳	0	0	0	0
	確保量	1～5歳	70	70	70	70
		6～11歳	0	0	0	0

(12) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間は留守家庭となる小学校児童を対象に、安全な居場所づくり、異年齢者との関わりを通して自主性・社会性を養う活動を行う事業です。

<本市の現状>

それぞれの小学校区を対象に、計2か所の放課後児童クラブを実施しています。

第2期計画の実績

(単位:か所、人/年)

		R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
実施か所数		2	2	2	2	2
定員数		180	180	180	180	180
実利用者数	1年生	42	37	37	52	42
	2年生	29	37	36	33	52
	3年生	19	18	23	25	30
	4年生	20	16	12	12	20
	5年生	10	10	8	6	6
	6年生	3	7	4	4	3
	計	123	125	120	132	153

※R6年度は見込み

<第3期計画>

- 放課後の子どもの居場所は、教育・保育事業と並んで潜在的ニーズが高い点を踏まえ、市民ニーズを見極めながら、必要な整備を行います。
- 適切な事業の運営体制が整備されるよう、必要な情報を提供します。
- 発達に不安のある子どもや、特別な支援や配慮が必要な子どもの利用が増加傾向にあることから、小学校等関係機関と連携を図りながら対応していきます。

			R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
子どもの推計人数			554	534	491	473	439
実施か所数			2	2	2	2	2
実利用者数	量の見込み	1年生	50	44	32	31	36
		2年生	41	48	42	31	30
		3年生	39	31	36	32	23
		4年生	15	20	15	18	16
		5年生	6	4	6	5	5
		6年生	3	3	2	3	2
		計	154	150	133	120	112
	確保量		192	192	164	164	139

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

<本市の現状>

該当事業はありません。

<第3期計画>

- 必要に応じて実施を検討します。

(14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

<本市の現状>

本事業の対象となるのは公立以外の認定こども園であるため、現在、本市には該当施設がなく、新規参入事業者についても参入の予定はありません。

<第3期計画>

- 今後、3歳未満児の入所希望の増加の状況により、既存の施設での確保が困難になると見込まれる場合には、具体的な対応の検討を行います。

(15) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦及びその配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型支援を行う事業です。

<本市の現状>

子育て世代包括支援センターにおいて、すべての妊婦を対象に、妊娠、出産、子育てまでのケアプランを作成し、妊娠期から切れ目のない相談支援を行い、子育て世代の不安や孤立感の軽減を図っています。

<第3期計画>

- すべての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から切れ目のない相談支援を行い、ニーズに即した必要なサービスや支援につなげる伴走型支援を継続します。

第3期計画における確保方策

(単位:件/年、回/一人あたり、回/年)

			R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
面談実施 延べ回数	量の見込み	妊婦届出数	45	45	43	40	40
		一人あたりの 面談回数	3	3	3	3	3
		合計面談回数	135	135	129	120	120
	確保量		135	135	129	120	120

(16) 産後ケア事業

出産後の退院直後の母子に対して、助産師等が体調管理や育児方法等について相談・助言を行うなど、心身のケアや育児のサポート等のきめ細かな支援を行う事業です。

<本市の現状>

子育て世代包括支援センターにおいて、産後 12 か月未満の母親と子を対象に、産後の体調や授乳、離乳食や子育てに関する相談、また子どもの発育発達について、小児科医師、助産師、管理栄養士、保健師による個別相談や講話を行っています。

<第 3 期計画>

- 産後の母親の体調が良好に回復し安心して子育てしていけるよう、また、子どもの健やかな成長に向けて、心身のケアや子育てサポートなどの支援を継続します。

第3期計画における確保方策

(単位:人日/年)

			R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
延べ 利用日数	量の見込み	宿泊型	0	0	0	0	0
		通所型	60	60	55	53	53
		訪問型	0	0	0	0	0
		計	60	60	55	53	53
	確保量		60	60	55	53	53

(17) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

認可保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等に通っていない0歳6か月から満3歳未満の子どもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育所等を利用できる事業です。

※本事業は、試行期間である令和7年度は地域子ども・子育て支援事業に位置づけられていますが、令和8年度以降は、新設される「乳児等のための支援給付」となります。

<第 3 期計画>

- 令和8年度からの事業実施に向けて、必要な受け入れができるよう、実施体制の確保に努めます。

第3期計画における確保方策

(単位:人/年)

			R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
利用者数	量の見込み	0歳	—	1	1	1	1
		1歳	—	1	1	1	1
		2歳	—	1	1	1	1
		計	—	3	3	3	3
	確保量	0歳	—	1	1	1	1
		1歳	—	1	1	1	1
		2歳	—	1	1	1	1
		計	—	3	3	3	3

(18) 子育て世帯訪問支援事業

要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラーを含む）に、世帯を訪問して子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う事業です。

<第3期計画>

- 現時点で実施予定はありませんが、計画見直しの際に必要性を再検討します。

(19) 児童育成支援拠点事業

養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の子どもを対象に、子どもの居場所や生活の場を提供するとともに、子どもや保護者への相談等を行う事業です。

<第3期計画>

- 現時点で実施予定はありませんが、計画見直しの際に必要性を再検討します。

(20) 親子関係形成支援事業

要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象に、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達の状況等に応じた支援を行う事業です。

<第3期計画>

- 現時点で実施予定はありませんが、計画見直しの際に必要性を再検討します。

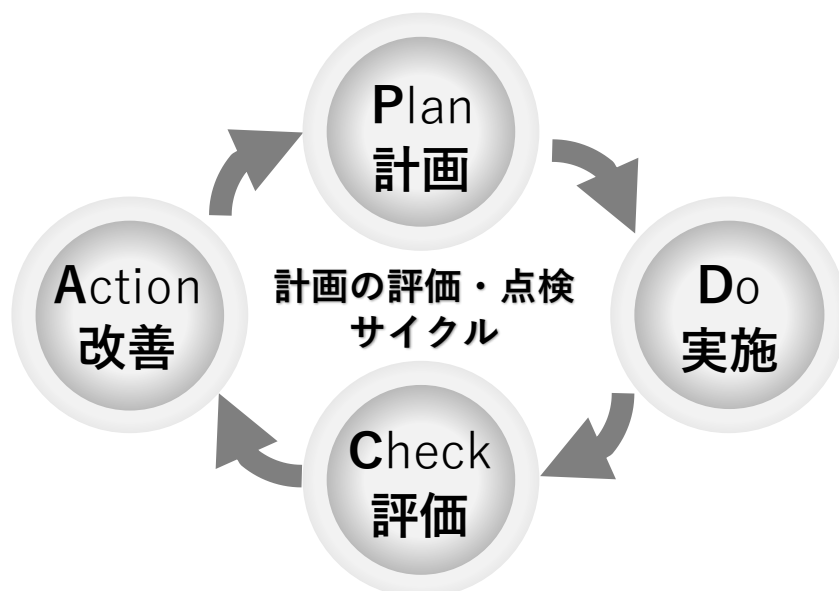
第6章 計画の推進について

1 進行管理・評価

各年度の事業計画に基づく施策・事業の実施状況及び教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況・実績等について、計画の立案（Plan）、実施（Do）することはもちろん、目標設定や計画策定後も適切に評価（Check）、改善（Action）が行えるよう、循環型のマネジメントサイクル（PDCA サイクル）を構築し、点検・評価します。

これらの点検・評価は、「美唄市次世代育成支援推進委員会」において、第三者としての点検・評価を行い、市ホームページなどにより広く市民に公表します。

また、計画期間内の中間年を目安として、事業計画に基づく教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」等について、かい離が大きい場合は見直しを行います。



2 推進体制

計画の着実な推進のためには、家庭、教育・保育施設、地域、企業、行政など子育て家庭に関わるさまざまな関係機関や市民一人ひとりがそれぞれの役割を生かし、協働して進めることが必要です。

また、市には、子育てや子育てに関連する計画が複数あり、それぞれ取り組む施策があることから、優先的、重点的に取り組むべき事項を明確化し、情報共有や共通理解を図りながら取り組むことは、この計画をより効果的に進めることにつながります。

さらに、国や北海道、児童相談所などの連携も強化し、子育てを地域で支える体制を整えていきます。

資料

1 美唄市次世代育成支援推進委員会委員名簿

令和6年4月1日現在

	氏 名	推薦団体等名
1	◎悪七 広仁	美唄市校長会
2	○高橋 泰浄	美唄市特別保育事業協議会
3	仲谷 大介	美唄市立ピパの子保育園（保護者代表）
4	松田 理恵	美唄市立認定こども園ひまわり小鳩会（父母の会）
5	長谷川 道彦	美唄私立幼稚園連合会
6	高橋 康子	美唄市民生児童委員協議会連合会
7	石本 薫	美唄青年会議所
8	松浦 信夫	美唄市医師会
9	土本 健太	美唄市社会福祉協議会
10	高橋 岳宏	美唄市PTA連合会
11	伊藤 由紀子	ファミリーサポート「ゆりかご」
12	内山 佳奈	一般公募

◎：委員長 ○：副委員長 （順不同・敬称略）

2 計画の策定経過

期 日	内 容	備 考
令和5年 11月30日	令和5年度 第1回 美唄市次世代育成支援推進委員会	○第3期美唄市子ども・子育て支援事業計画に伴うアンケート調査等について
令和5年 12月	ニーズ調査・子どもの生活実態調査の実施	○ニーズ調査の対象 就学前児童 小学1年生～小学4年生 小学5年生～中学2年生 ○子どもの生活実態調査の対象 小学4年生～中学2年生
令和6年 8月29日	令和6年度 第1回 美唄市次世代育成支援推進委員会	○第2期美唄市子ども・子育て支援事業計画の進捗評価について ○第3期美唄市子ども・子育て支援事業計画策定に伴うニーズ調査及び子どもの生活実態調査の結果報告について ○第3期美唄市子ども・子育て支援事業計画について 計画策定の目的 計画の位置づけ 人口推計 基本理念 基本目標 基本施策 など
令和6年 11月1日	令和6年度 第1回 美唄市次世代育成支対策庁内検討委員会	○第3期美唄市子ども・子育て支援事業計画について ニーズ調査・子どもの生活実態調査の結果概要 各基本施策の登載事業
令和6年 11月28日	令和6年度 第2回 美唄市次世代育成支援推進委員会	○第3期美唄市子ども・子育て支援事業計画について 各基本施策の登載事業 量の見込み・確保方策
令和7年 1月14日	令和6年度 第3回 美唄市次世代育成支援推進委員会	○第3期美唄市子ども・子育て支援事業計画(素案)について
令和7年 1月～2月	パブリック・コメントの実施	令和7年1月17日～2月15日
令和7年 2月17日	令和6年度 第2回 美唄市次世代育成支対策庁内検討委員会(書面開催) 令和6年度 第4回 美唄市次世代育成支援推進委員会(書面開催)	○第3期美唄市子ども・子育て支援事業計画について パブリック・コメント検討結果 計画の決定
令和7年 2月19日	美唄市経営会議	○第3期美唄市子ども・子育て支援事業計画の決定

3 用語解説

ア～オ

ACP(アクティブ・チャイルド・プログラム)

子どもの身体活動量の低下や運動離れは、すでに幼児期から起こっていると考えられており、子どもが楽しみながら積極的に体を動かし、発達段階に応じて身につけておくことが望ましい動きを習得する公益財団法人日本スポーツ協会が開発した運動プログラムのこと。

LGBT(エルジービーティー)

Lがレズビアン（Lesbian：女性の同性愛者）、Gがゲイ（Gay：男性の同性愛者）、Bがバイセクシュアル（Bisexual：両性愛者）、Tがトランスジェンダー（Transgender：このころの性とからだの性との不一致）の頭文字から作られた言葉であり、性的少数者の総称として用いられている。

カ～コ

キッズ・ダンス教室

リズム運動の体験を通して、個や集団で表現することの楽しさなど、スポーツ活動への意欲を高めることを目的として小学生を対象に開催している。

キッズ・アートスクール

芸術文化等の体験を通して興味・関心を高め、個や集団で表現すること・創造することの楽しさを伝えるとともに、芸術文化活動に対する意欲向上を図ることを目的に小中学生を対象に開催している。

コーディネーショントレーニング

脳科学や認知科学、運動生理学の知見から考案された理論で、脳・神経の発達に順番に即して、脳や体幹に刺激を与えることで、運動の学習能力を高める「身体性」に基づく運動法のこと。

コミュニティ・スクール

学校運営協議会を設置した学校をいい、学校と地域住民などが力を合わせ、子どもたちのより良い環境づくりに取り組む「地域とともにある学校」を目指すための仕組み。

サ～ソ

スクールカウンセラー

近年のいじめの深刻化や不登校児童生徒の増加など、児童生徒や保護者の抱える悩みのカウンセリングを行うほか、教職員の相談や研修の対応、また、学校における事件・事

故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケアを行う臨床心理に専門的な知識・経験を有する人のこと。

スクールソーシャルワーカー

いじめ、不登校など、児童生徒の教育上の大きな課題や、家庭、友人関係、地域、学校等の児童生徒が置かれている環境の問題など、学校内あるいは学校の枠を越え、関係機関等と連携して、問題を抱える児童生徒の課題解決を図るためのコーディネーターのこと。

タ～ト

DV(ドメスティック・バイオレンス)

家庭内の配偶者(夫・妻)や恋人(彼氏・彼女)など親密な関係にある者、または以前親密な関係にあった者から暴力を振るわれること。

ハ～ホ

プラットフォーム

ITサービスやシステム、ソフトウェアを動かすのに必要な基盤のこと。

ヤ～ヨ

ヤングケアラー

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話などを過度に行っている子どものこと。

ラ～ロ

レスパイト・ケア

保護者の育児疲れや冠婚葬祭、出張、旅行などの理由で家庭での養育が困難になる場合に、一定の期間、児童養護施設などがその代わりを担い、保護者のリフレッシュや負担軽減を図る取り組み。

第3期美唄市子ども・子育て支援事業計画
(新びばいっこすくすくプラン)

発行日 : 令和 7 年 3 月
発 行 : 美唄市
編 集 : 美唄市 保健福祉部 こども未来課
〒072-0026 北海道美唄市西3条南2丁目4番1号
TEL 0126-62-2131
ホームページ <https://www.city.bibai.hokkaido.jp/>
